

第 4 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和元年 1 1 月 2 9 日 (金)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付議事項

1 令和元年第 4 回 (1 2 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について・・・資料 1

1 2 月 4 日 (水) から 1 2 月 2 0 日 (金) までの 1 7 日間

(2) 常任委員会の所管事務調査報告について

民生福祉常任委員会の所管事務調査報告を 1 2 月定例会初日の 1 2 月 4 日に行う。

(3) 各特別委員会の委員の選出について

ア 広報特別委員会 9 人

○委員構成 総務・民福・産建の 3 常任委員会から各 3 名選任

- ・総務文教 奥良秀、河野朋子、山田伸幸
- ・民生福祉 大井淳一朗、河崎平男、松尾数則
- ・産業建設 岡山明、恒松恵子、藤岡修美

イ 広聴特別委員会 1 1 人

○委員構成 広報特別委員会同様、3 常任委員会から各 4 名選任

(ただし、民生福祉は副議長を除く 3 名となる)

- ・総務文教 伊場勇、笹木慶之、中岡英二、長谷川知司
- ・民生福祉 水津治、杉本保喜、吉永美子
- ・産業建設 中村博行、高松秀樹、宮本政志、森山喜久

ウ 山口東京理科大学調査特別委員会 9 人

○委員構成 所期目的未達のため委員会を継続する。構成委員も継続するため、正副委員長も継続する。

- ・総務文教 奥良秀、笹木慶之、山田伸幸
- ・民生福祉 松尾数則、吉永美子
- ・産業建設 高松秀樹、中村博行、藤岡修美、森山喜久

エ 委員変更の流れ

※ 山口東京理科大学調査特別委員については、全委員継続となるため

特記事項はなし。

○ 1 2 月 3 日 広報特別委員及び広聴特別委員については、全員が辞任届を提出し、議長が許可する。

○ 1 2 月 4 日 本会議にて、特別委員の選任を行う。
本会議を終了後、正副委員長の互選を行う。

(4) 請願書の取扱いについて・・・資料 2

・有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書

(5) 議事日程案について・・・資料 3

(6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料 4

- ・令和 2 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてお願い
- ・「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望
- ・人権侵害に対する救済の申立
- ・「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- ・令和 2 年度税制改正に関する提言について
- ・市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書

(7) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等について
(依頼)・・・資料 5

2 一般質問のあり方に対する申し入れ書・・・資料 6

3 委員会開催中における追加資料の請求について

4 議会基本条例検証シートについて・・・資料 7

5 その他

(1) 全員協議会の開催日

1 2 月 4 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項

(2) その他

令和元年第 4 回（1 2 月）定例会議案名

1 市長提出議案（議案 2 0 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 9 4 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 1 0 4 号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について (社会教育)

○民生福祉常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 8 7 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (2) 議案第 8 8 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について (高齢)
- (3) 議案第 8 9 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (4) 議案第 9 2 号 令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について (病院)
- (5) 議案第 9 5 号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について (市民)
- (6) 議案第 9 6 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について (障害)

○産業建設常任委員会所管（1 1 件）

- (1) 議案第 8 6 号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について (都市)
- (2) 議案第 9 0 号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について (農林)
- (3) 議案第 9 1 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について (公営)

- (4) 議案第 9 3 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について（下水）
- (5) 議案第 9 7 号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について（商工）
- (6) 議案第 9 8 号 山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（土木）
- (7) 議案第 9 9 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（都市）
- (8) 議案第 1 0 0 号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について（建築）
- (9) 議案第 1 0 1 号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道）
- (10) 議案第 1 0 2 号 字の区域の変更について（農林）
- (11) 議案第 1 0 3 号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（都市）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 8 5 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 4 回）について（財政）

○報告（1 件）

- (1) 報告第 7 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について（大学）

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

< 請願者 > 令和元年11月27日
山陽小野田市新有帆町21-14-2
有帆団地自治会 会長 伊藤正人

有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書

< 請願理由 >

市民生活向上のために日々ご奮闘のことと拝察いたします。
さて、すでにご案内のように有帆市営団地内に2棟ある市営アパートの内、特に3、4階の部屋に引き込まれている上水道の水の出が悪く、日常生活に支障をきたしている状態が長期に続いています。

トイレを使うとタンクに水が貯まるのが15～20分もかかるとか、風呂に水を入れている間は炊事場が使えなくなるなど大変不便を感じている状況です。水道局が管理する上水道であれば水道法により管理責任が問われる事態ですが、市営団地の入口までは水道局が責任を持つものの、市営団地内の上水道は住宅建築課の所管ということで、「予算がない」との理由で改善対策が先延ばしにされて来ました。

40数年前に建設され市営住宅のため、水道管にガス管（鉄管）が使用されており内部がサビ等で詰まっている可能性があり、サビ等を除去する作業等含めて一日も早く改善のための対策をお願いする次第です。

< 請願項目 >

水は日常生活に欠かせない最も大切なライフラインの一つです。
「予算がない」との理由で長期にわたって入居者に我慢を強いるのではなく、一日も早く上水道を改善してください。

以上



有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書

<請願者>

令和元年11月27日
山陽小野田市新有帆町21-14-2
有帆団地自治会
会長 伊藤正人 ●

<紹介議員>

山田伸幸 ●

令和元年第4回（12月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
12	4	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・広報及び広聴特別委員の選任について ・常任委員会の所管事務調査報告 ・報告1件を報告及び質疑 ・議案20件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・請願1件の委員会付託
					本会議終了後
12	5	木	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
12	6	金	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
12	7	土		休 会	
12	8	日		休 会	
12	9	月		委員会	・予備日
12	10	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	11	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）

12	12	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	13	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	14	土		休会	
12	15	日		休会	
12	16	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	17	火		休会	（議事整理のため）
12	18	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
12	19	木		休会	（議事整理のため）
12	20	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和元年8月22日

市区町村議会議長 殿

千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル
 公益社団法人 日本理科教育振興協会
 会長 大久保 謙

令和2年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小学校・中学校・高等学校ともに、新学習指導要領が告知されました。

理科教育においては、益々、「観察・実験」が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。「観察・実験」重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、設備器具（観察・実験器具）の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。

学校現場で最も困っていることが、5年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・ 令和2年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします
 【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取組みをお願いします】
- ・ 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- ・ 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保にもご留意ください
- ・ 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかかでしょうか。理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験するに際して、先生は準備や後片づけはできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。（別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください）

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置を、お願い申し上げます。



本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
 〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F
 TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japsee.or.jp

山陽小野田市議会議長

小野 泰様

「生涯現役社会」を実現する

シルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、少子高齢化が進み人口が減少している中で成長力を確保していくために、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

このような中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現を果たす役割を担っており、併せて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を履行し、地域社会の活性化と医療費や介護給付費の削減に寄与しているところです。

昨年十一月に政府がまとめた「経済政策の方向性に関する中間整理」においても「生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者に働く場を準備するため、（中略）地方自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化など、働きやすい環境を整備する」とされており、シルバー人材センター事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっております。

こうした中、シルバー人材センター事業の発展・拡充は、国の施策の実現や地域社会の期待に応えるために喫緊の課題であります。このため、平成三年度から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」の達成に向けた取組みを推進しているところであり、令和二年度までに八十万人、そして、令和六年度には、会員百万人を目指して、会員増加の取組みを一段と強めて参ります。

さらには、シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、国及び地方自治体の施策、地域ニーズに対応し、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業などの要支援高齢者に対する事業
- ② 放課後児童クラブの担い手などの子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③ 人手不足の地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業などの事業

また、労働者派遣又は職業紹介での働き方において、都道府県知事が指定する業種・職種について週四十時間まで就業が可能となった特例措置を有効に活用し、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献するとともに、適正就業ガイドラインを遵守し、地域社会の維持・発展と就業意欲の高い高齢者の受け皿としての役割を果たして参ります。

つきましては、令和二年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計を財源とする補助金の確保、また、都道府県・市区町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらには、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

令和 元 年 九 月 三 日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
令和 元 年 度 定 時 総 会



公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター



公益社団法人	全国シルバー人材センター事業協会	会長	金子順一
公益社団法人	北海道シルバー人材センター連合会	会長	下村英敏
公益社団法人	青森県シルバー人材センター連合会	会長	波岸正
公益社団法人	岩手県シルバー人材センター連合会	会長	佐々木明敏
公益社団法人	宮城県シルバー人材センター連合会	会長	谷口秀樹
公益社団法人	秋田県シルバー人材センター連合会	会長	小野忠儀
公益社団法人	山形県シルバー人材センター連合会	会長	鹿間康
公益社団法人	福島県シルバー人材センター連合会	会長	川浪廣次
公益社団法人	茨城県シルバー人材センター連合会	会長	綿抜剛
公益財団法人	栃木県シルバー人材センター連合会	理事長	富田哲夫
公益財団法人	群馬県長寿社会づくり財団	理事長	宮下智満
公益財団法人	いきいき埼玉	理事長	永沢映
公益財団法人	千葉県シルバー人材センター連合会	会長	下村精哉
公益財団法人	東京しごと財団	理事長	笹沼正一
公益社団法人	神奈川県シルバー人材センター連合会	理事長	山中森勝
公益社団法人	山梨県シルバー人材センター連合会	会長	角田義一
公益社団法人	新潟県シルバー人材センター連合会	会長	若林孝
公益社団法人	富山県シルバー人材センター連合会	会長	久世浩
公益社団法人	石川県シルバー人材センター連合会	会長	桶川秀志
公益社団法人	福井県シルバー人材センター連合会	会長	高山浩充
公益社団法人	長野県シルバー人材センター連合会	会長	酒井登
公益社団法人	岐阜県シルバー人材センター連合会	会長	浅野壽
公益社団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	会長	勝又武利
公益社団法人	愛知県シルバー人材センター連合会	会長	伊藤容子
公益社団法人	三重県シルバー人材センター連合会	会長	安藤定紀
公益社団法人	滋賀県シルバー人材センター連合会	会長	平田正男
公益社団法人	京都府シルバー人材センター連合会	会長	石黒善治
公益社団法人	大阪府シルバー人材センター協議会	会長	高寺壽
公益社団法人	兵庫県シルバー人材センター協議会	会長	高島隆三郎
公益社団法人	奈良県シルバー人材センター協議会	会長	宇田秀子
公益社団法人	和歌山県シルバー人材センター連合会	会長	中田元成
公益社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	会長	山脇誠
公益社団法人	島根県シルバー人材センター連合会	会長	安達紘二
公益社団法人	岡山県シルバー人材センター連合会	会長	川野豊
公益社団法人	広島県シルバー人材センター連合会	会長	山崎昌弘
公益社団法人	山口県シルバー人材センター連合会	会長	大田良充
公益社団法人	徳島県シルバー人材センター連合会	会長	森本勝
公益社団法人	香川県シルバー人材センター連合会	会長	佐保光宥
公益社団法人	愛媛県シルバー人材センター連合会	理事長	佐伯要
公益社団法人	高知県シルバー人材センター連合会	会長	古味勉
公益社団法人	福岡県シルバー人材センター連合会	会長	内田敏夫
公益社団法人	佐賀県シルバー人材センター連合会	会長	山口雅久
公益社団法人	長崎県シルバー人材センター連合会	会長	吉木信一郎
公益社団法人	熊本県シルバー人材センター連合会	会長	西島喜義
公益社団法人	大分県シルバー人材センター連合会	会長	右田芳明
公益社団法人	宮崎県シルバー人材センター連合会	会長	川口喜博
公益社団法人	鹿児島県シルバー人材センター連合会	会長	藤山幸一
公益社団法人	沖縄県シルバー人材センター連合会	会長	翁長盛正

人權侵害の對する救済の申立

安倍首相の下で、私はすべこの自由を奪われたいです。

私は家にも外出しても周囲を政府の圧力のかかた行為で囲まれていかなる自由な活動もできません。あらゆる国家機関及び民間人は圧力に従って行動するのです。私が訴えを提起して裁判所に行けば裁判官はいつも圧力に従って指示された通りの判決を書いて司法権の独立を侵害し、また一医師は圧力に従って入院した父に対して栄養食を十分補給せず殺してしまつたのです。それで、私が殺人をした医師に対して告訴すると検察庁は「起訴する」と言ひながら起訴せず、その殺人は闇の中に葬り込まれたのです。そしてある政治家はこれからの予定について聞きつけ「四段階ある」と言つていたので、その後私がキリスト教の教会に行く、牧師に圧力をかけ宗教上の手段によつて二度にわたつて私を殺そうとしたのです。また、敬言家は私の周囲



にいる人々に圧力をかけて指示した通りに行動させ、私の
 周囲を圧力のかかった行為で取り囲み私のすべての自由を
 奪っているのです。そして、敬言察察は私の住居に無断で
 侵入して多数の物を損傷するのです。また、私が病院に
 行くと医師はよくなるための治療をせず圧力に従って行動
 するのです。そしてまた、私は以前に受けた国家公務員上級
 試験の法律学の試験では一次試験で合格点を取ったに
 もかかわらず、人事院は合格させず、司法試験において第一
 次試験で二度合格点を取り一度は満点であったのに司法
 試験管理委員会は合格させなかったのです。止むを得ず
 受けた裁判所上級試験では最高裁判所は私に対して
 他の人とは異なる問題を出させることもしたのです。この合格
 点を取っていたこと、及び異なる問題であったことは後になって
 私の周囲にいる人に知らされたのです。このように私に対する
 人権侵害は、三権分立制の侵害、殺人、その犯人に対

3
する不肖な不起訴など日本国にとって重大な事件を引き起し続けているのです。

二の人権侵害は、防衛省の所轄する防衛大学校における超心理学の研究のために始められました。この超心理学の研究とは次の通りです。担当者には私の内気で思考していることが分かる方法があり、それによって私がこれから行くところに行く所を予測もって知ることができ、私の行く先々に圧力をかけて私の行動を妨害し、私の周囲を圧力のかかった行為で取り囲むことができるとのことです。そして地球の裏側に到るまで遠隔地にいる人の顔のイメージを浮かべ、話しかけることにより、電話、無線通信によらず、声を聞えさせて会話を行うことができ、また、私の思考を常に観察しながら思考を操り、笑わせること、泣かせること、怒らせること、好き嫌いなどのすべての感情を操り、その感情にもとづく表情を操ることもされるのです。さうに眠らせないこと、睡眠から自由に目を醒ますさせること、自由な夢を見

させることも每晚されるのです。そして、自由な白を嗅がせる
 こと、食べた物を吐き出させること、心臓を激しく鼓動させ
 ること、さらに私の目を通して物を見ることもでき、以前に私
 が持つていた自動車に無線操縦装置を取り付けてブレーキ
 を利かせず自由に運転して道路から転落させる事故を
 起こすこともされたのです。このようなことが毎月一日中交替で
 行われているのです。この超心理学の研究については、アメリカ合
 衆国においても人工衛星と地上との通信を通信手段によ
 らずこの超心理学の手段によって行う実験がされたことがある
 ことが新聞で報道されています。しかし、この超心理学の内容
 が該当する人は限られており、アメリカ合衆国で実験された
 ことがある宇宙飛行士、財務省などの高官、裁判所のエリ
 ートなど少数の人であるのです。それで諸外国でも国家機
 密としてこの超心理学の手段を軍事などあらゆる方面で活
 用するため研究が行なわれているのですが、人権侵害によって

行なわれようのは日本だけであり、このような人権侵害をされているのは世界で私一人であるのです。

この私に対する人権侵害は、防衛省の制服組、背広組及び防衛文学校の超心理学の担当者、国際社会に分つても国民に知られていなくても人権侵害を続けさせれば良いとの考えで行なわれ、そして防衛省が国民に負ける訳にはいかなぬという態度で続けられているのです。このような状況は、毛母ガスを製造し、中国大陸で細菌の人体実験を行った戦前の元日本軍と全く変わらぬのです。

また、日本政府が世界各国が注目する中で人権侵害を隠す様子もなく公然と行なうので、米国は日本が核兵器を持つば使いかねない判断して、核兵器は持たせないと発言し、そしてこの無法国家の様子を見て、米国議会の議員は「無茶苦茶だ」と言い、そしてまた別の米国議会議員は「日本政府の人権侵害の様子を見て、占領し直すか」と発言し、日本を戦後の

占領時代と同様に占領して日本の政治体質を変えろかと言っているのです。

そして、私に対する人権侵害について国会議員が「このようなことは止めましょう」と首相に言ひ、民間人の偉い人は「主君封じ込め」と、気が狂ったような悪心事をする人は「座敷牢に閉じ込め」とおけば良いということを言っているのです。

安倍首相は、このような残酷な人権侵害を行っている担当者の中の一人が私のすべての行為を書いている書面を見て、悪くすく対策を打っているのです。また、安倍首相は、自由主義国の代表

に会うと、相手が人権侵害を行っていることを知っているのに「自由、民主主義、基本的人権、法の支配の基本価値を共有する」と平然と言っているのです。これは、外国からどう評価されてもかまわないと国際連盟から脱退した大日本帝国の遺伝子を持ったものであり、極めて悪質、残忍であると言わねばなりません。

二〇一四年五月二三日

上 居 俊 文

世界各国代表
国際連合人權理事会

殿

追伸

安倍首相はこの救済の申立を書くと、これを記した
書面を見て報復するといふ態度でテレビを通してにら
みつけてゐるのです。

追伸（平成二十七年八月十一日）

私が、全部の都道府県の議会議員及び労働組合、山口県の全市の市議会議員と労働組合に救済申立の手紙を出すと、安倍首相は、首相に再選されないようになるといけないので衆議院の解散を行ったのです。

安倍首相は、イスラム国の人質事件で二人の日本人が殺害されたことについて「非道で卑劣さわまりない」と言っているのです。自分が極悪非道な人権侵害を行っているのであり、表の発言と裏の行動が違っているいい加減な人と言わねばなりません。そして私が安倍首相の選挙区である下関市長門市に多数の救済申立の手紙を出して多くの人が残酷な人権侵害を知っていて恥毛外聞もなく人権侵害を続けているのです。

また安倍首相のことを「アホノミクス」と言った人がいますが、安倍首相の出身大学については多くの人が自分の方が良い

文学を出ている。あるいは自分の方が良い文学を出て
 いると言おうでしょう。加えて安倍首相は法律学が弱いこと
 が根拠となっているのです。

そして安倍首相はこの無法状態を引き起こしている人権
 侵害者による超心理学の研究がなければ日本は滅びるという
 能力者なのです。それを解決するためにはこの超心理学を
 担当している防衛大学の教授は複数いるのです。苦しみ
 は国民におしつけるようなことをせず、職員の間で行えばよ
 いのです。

追伸（平成三十年四月十日）

敬言察は、防衛大学の超心理学教授の指図に従って、どの鍵
 どもあけられる器具を使って私が留守をすると私の家に自由に
 出入りして蛇をおいたり、明かりをつけたままにしたり、本にタニを付
 着させて読めなくしたり、したい放題しているのです。また私が使っ
 ている銀行の貸金庫の中に入れていた物を一時なくしたり、際限の
 ない事をしていっているのです。このように超心理学教授は、自分達の前
 に法はないという態度であるのです。そして、敬言察のパトリルカー
 をやたらと目に付くようにし、また敬言察の人を私につきまとわせて威
 圧して気勢を誇示しているのです。また電話をかけてきて「そちら
 に用がなくとも、こちらに用があるのだ」と言っているのです。

また、架橋・築堤・築城など難工事の時、神の心を和らげ
 完成を期するため、いけにえとして生きた人を水底・土中に埋めた
 ことを意味する「人柱を立てて」と私の周囲にいる人に言わせて
 防衛省は、私を犠牲にして自衛隊の安全を祈願しているのです。

安倍首相は、私が選挙民に手紙を出して人権侵害の救済の申立をすると、国民が知れば人権侵害を止めるであろうと思ふ心をすかして人権侵害を続けているのです。また外国と国民の一部しか人権侵害を知らないので大勢に影郷音はないと思つてゐるのです。そして、安倍首相は、このような極悪非道の人権侵害を続けながら、外国は安倍首相が人権侵害をしていることを知つてゐるのに、他国の人権侵害を非難して国民をだまそうとされているのです。世論調査で安倍首相の不支持の理由が一番多いのは人柄を信頼できないことであるように、安倍首相は全く信用できない人であるのです。このように人権侵害によって防衛の一流国になろうとして二流以下の悪質な人権侵害国になつてゐるのです。

このような犯罪を日々されても敬言察察がしているのだから敬言察に助けて下さいとも言えず、法治国家とはとも言えないのです。また敬言察は、オウム真理教、暴力団、そして犯罪を犯した人を

取り締まる次資格はないと言わざるを得ません。
二氏が安倍政治の現実であるのです。

追伸（令和元年六月三日）

過般の自由民主党の總裁選挙において、私は全国のほとんどの全部の市の市議会議員、職員に人権侵害の救済の申立を出したのですが、安倍首相は以前に一般人を前にした演説中に野次をとばされたことがあるので、国民を嫌がって、国民一般の前に出た野次られるので、国民を避けるように一般人を除いた支援者の会合にしか出席しないのです。また選挙の立派になると人権侵害を止めたかのように「改めるべきことは改めて」と言って国民をだまして人権侵害を続けているのです。

また安倍首相は、道徳を教育の場にもちこんで「新しい道徳」とかの教科書を検定許可して、社会において望ましいといふ考えられている価値観や価値体系に基づく意識や行動様式・生活態度の形成を目指す道徳教育を始めたのですが、これは全国の国公立学校の小学生・中学生

全員に対する思相は侵奪であり、また国民の思考を同じくすることであって、これだけにしてはならない教育のイロハの基本であるのです。安倍首相は、日本をどこに導いていくのか国をやるかし国を誤ることをしているのであり、安倍首相は首相をつとめる基本的知識がないのではなからと言わざるを得ません。

追伸（令和元年九月三日）

安倍首相が道守入した道徳教育について前回の人権侵害の救済申立追伸（令和元年六月三日）は全国のほとんど全部の都道府県の議会議員・労働組合員に出したのですが、新聞には「国による道徳の押し付けになる」とか、多様な価値観が要請されるのに「画一的な価値観を押し付ける」と書かれてあり、また、道徳教育は「個人の尊重」「思想良心の自由」「学問の自由」「教育を受ける権利」をそれぞれ定める憲法一三条・一九条・二三条・二六条に反すると書かれています。また、学校現場は人権侵害である道徳教育に戸惑い、道徳の教材を少しずつ区切って読み、そのために意見を出し合う「分断読み」や教材を最後まで読み読まず、途中で切って意見を言い合う「中断読み」が編み出されていると書かれています。安倍首相は、全国の国公立の小学校・中学校の全部の児童・生徒に対する人権

侵害を行つてゐるのに文部科学省の初等中等教養局
 長が亦変つただけでとかけのしつぽ切りをして自分で責任をとら
 ないのです。

一方で安倍首相を支援する一部の新聞は、首相の支持
 率の世論調査で、実際の支持率より高く報道して安
 倍首相の延命を画策してゐるのです。これは日本の民主主
 義の危機であり、外国の中には採用してゐる国もあるといふ
 世論調査の支持率の操作を罰する世論調査操作罪
 を導入すべきです。

2019年10月16日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山口県労働組合総連合
議長 中野 敏彦

住所：山口県山口市中央4丁目3-3
電話：083-932-0465

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1013円、本山口県は829円、最低額790円が15県です。これでは毎日フルタイムで働いても月収13万～17万円にしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、東京都との差が時間額で223円、山口県では184円に広がった地域間格差によって、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。いま、全国の多くの自治体が、人口減少に苦しんでいます。それが労働力不足となり、地域経済の疲弊を招いています。地域の衰退を止め、地域経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

また、最低賃金を引き上げるためには、労働者の大多数が働いている中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。このことにより、地域の中小・零細企業とともにそこで働く労働者の生活改善につながる地域循環型経済で地域経済を活性化させることとなります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」と規定しています。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。



【別紙（案）】

地域からの経済好循環の実現に向け
最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、労働者の時給は20年間で9%も下落している。こうした賃金の下落、消費の低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大が続くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的に正しい。

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1013円、山口県では829円、最低額は790円で、これではフルタイムで働いても年収160万～210万円にしかならず、人間らしい暮らしはできない。さらに地域間格差も広がり、山口県と東京都では、同じ仕事をしていても時給で184円も格差があるため、労働者の都市部への流出を招き、人口減少に拍車をかけている。そのため全国の自治体が、人口減少に苦しんでいる。それが労働力不足となり、中小企業の存続を脅かし、地域経済の疲弊を招いている。さらに自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」として最低賃金の引き上げを進めている。しかし、このままでは2010年の雇用戦略対話で「2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「政労使三者合意」を先延ばしするだけであり、地域間格差と貧困の解消の問題は放置されている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金の低水準と地域間格差は異常な特徴であり、最低賃金の地域間格差を是正するために、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが求められている。

欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1200円以上、月額約20万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して公正取引ルールを整備し、大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、下請二法の抜本改正や公正取引ルールの確立、中小企業への具体的な使いやすしい支援策を拡充しながら、最低賃金を大きく引き上げる必要がある。誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げ、そして1500円をめざすこと。
- 2、政府は、最低賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 3、政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年 月 日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

山口県最低生計費試算調査の結果について

—若者が人並みの暮らしをするためには、少なくとも時給 1,600 円程度が必要—

2019 年 5 月 27 日

山口県労働組合総連合

○山口県をはさんでいる 2 県の最低賃金は広島県=844 円、福岡県=814 円となっており、山口県の 802 円よりも高くなっている。それでは、山口県では生活費が安いのかというと、決してそのような実感はない。

○今回、山口県労働組合総連合（県労連）では、初めて山口県で労働者があたりまえの暮らしを送るために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにした。

○具体的には、主に県労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げていく「マーケット・バスケット方式」によって最低生計費を算定した。

○この調査には、2029 名が回答をしている（回収率約 20%）。今回は、そのうち 10 代～30 代の実際に一人暮らしをしている 167 人分のデータを分析した結果を報告するものである。

○山口市内で若者が人並みの暮らしをするためには、男性=月額 241,740 円、女性=月額 242,762 円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約 290 万円となる。ちなみに、昨年福岡市でも同様の調査結果が公表されたが、男性=月額 227,536 円、女性=月額 236,621 円であった（ともに税・社会保険料込み）。

○この生計費で想定した「人並み（あたりまえ）の暮らし」の内容は、以下のようなものである。

- ・山口市大内地区の 25 ㎡の 1K のマンション・アパートに住み、家賃は 33,000 円（共益費込み）。中古の軽自動車を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。
- ・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。
- ・1 か月の食費は、男性=約 37,000 円、女性=約 29,000 円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食は、男性はコンビニなどでお弁当を買い（1 食あたり 400 円）、女性は昼食代を節約するために月の 2/5 は弁当を持参。そのほか、月に 2 回、同僚や友人と飲み会・ランチに行っている（1 回当たりの費用は 3,000 円）。
- ・衣服については、仕事では男性は主に背広 2 着（18,000 円）を、女性はジャケット 2 着（15,000 円）を、それぞれ 4 年間着回している。
- ・休日は家で休養していることが多い。帰省なども含めて 1 泊以上の旅行は年に 2 回で、1 回当たりの費用は 3 万円。月に 4 回は、恋人や友人と遊んだり、映画・ショッピングに行ったりして、オフを楽しんでいる（1 回 2,000 円で月に 8,000 円）。

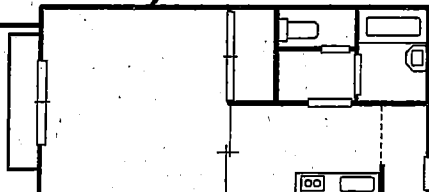
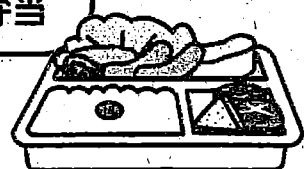
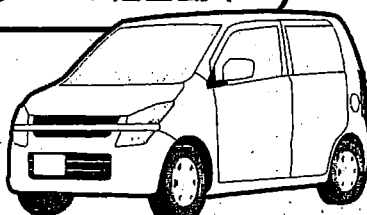
○試算の月額を、賃金収入で得るとすると、時給換算で男性=1,391 円、女性=1,398 円（中央最低賃金審議会が用いる労働時間=月 173.8 時間で除した）。さらに、一般の労働者の所定内労働時間に近い 150 時間で時給換算すると、男性で 1,612 円、女性で 1,618 円となる。

以上

25歳単身世帯の生活費



25歳単身世帯月に24万円は必要

山口市大内・1K(8畳) 	家賃・共益費	3万3000円
平日昼食:400円の弁当 	食費	3万6886円
7年落ち、5~7万kmの軽自動車 	被服・履物	6371円
	車・維持費	2万101円
	税・社保料	4万9467円
	⋮	
	月額	24万1740円

人間らしい生活と両立させるには
(月 150 時間)

フルタイムで祝・祭日関係なく働いても
(月 173.8 時間)

必要な
時給

男性:1612 円
女性:1618 円

必要な
時給

男性:1391 円
女性:1397 円

時間あたり 800 円以上不足

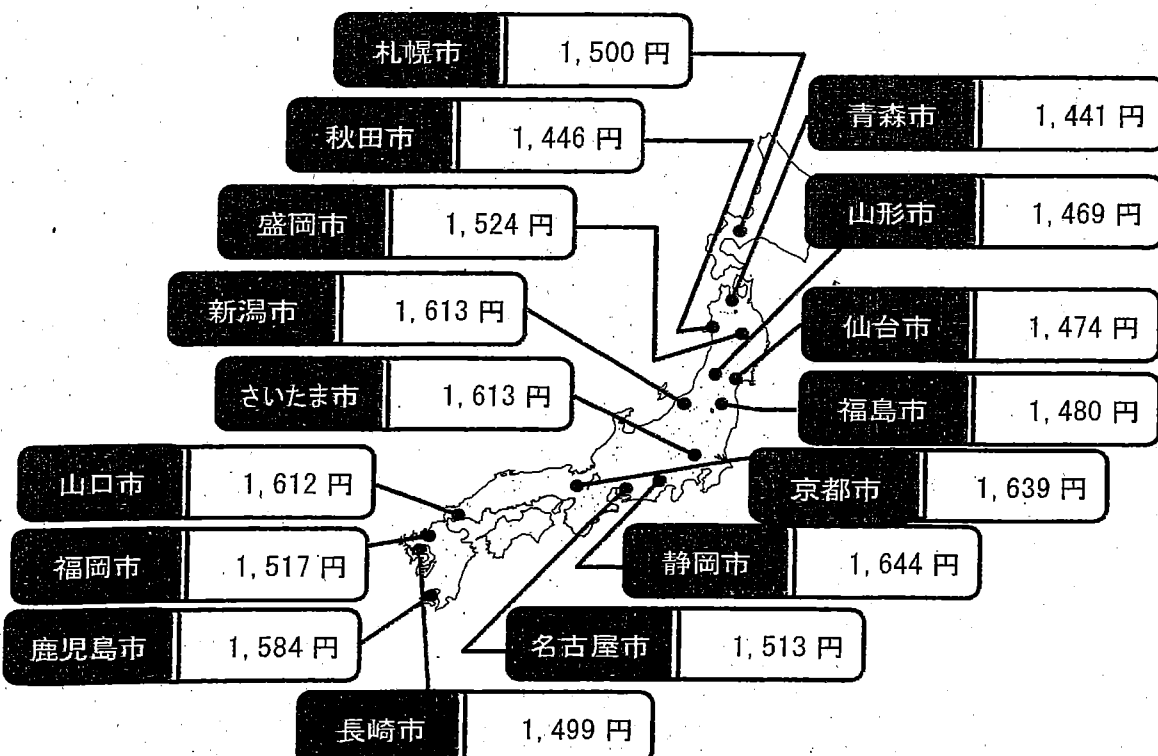
時間あたり 600 円近く不足

山口県の最賃額

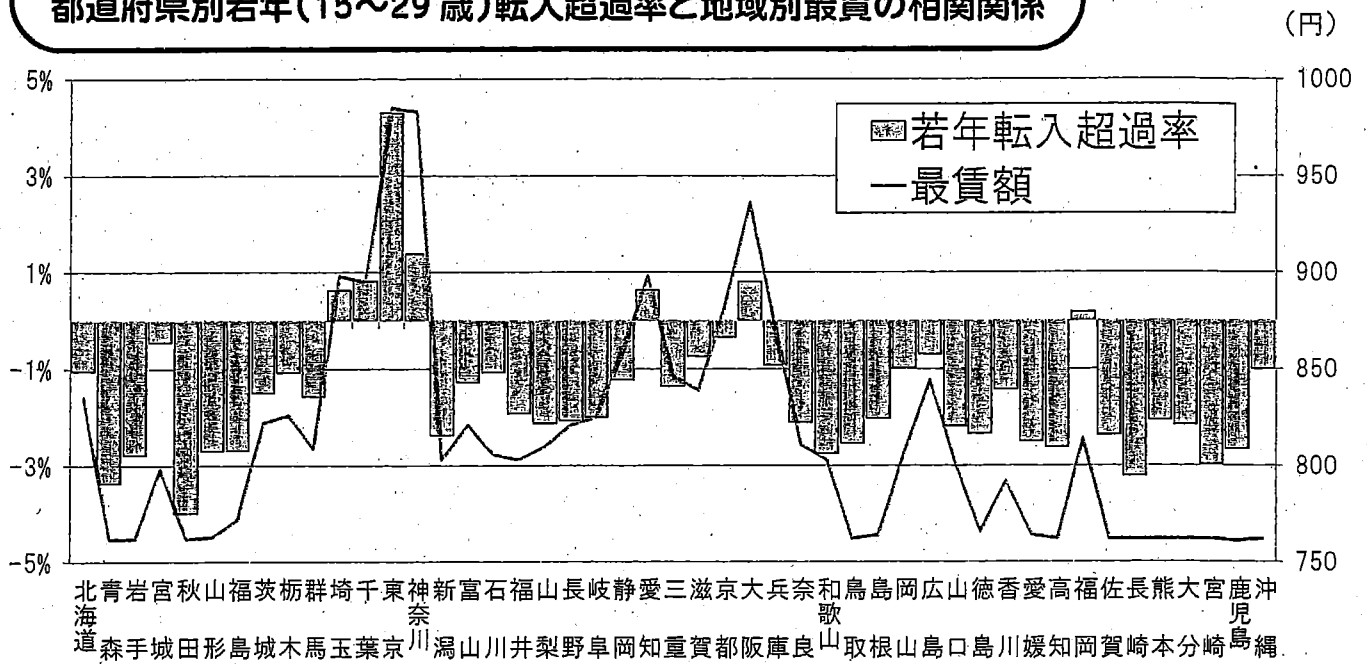
802 円



全国と比べても低くはない時給額を比較



都道府県別若年(15~29歳)転入超過率と地域別最賃の相関関係



資料：総務省統計局「平成30年住民基本台帳人口移動報告」、「平成30年10月1日現在人口推計」(月1日現在)よりプロジェクトチーム作成

山口県最低生計費試算調査結果報告書

山口市在住若年単身世帯（25歳男性および25歳女性）

2019年5月27日

山口県労働組合総連合・山口県労連非正規部会
山口県公務・公共業務労働組合共闘会議
監修：中澤秀一（静岡県立大学准教授）

はじめに

2018年10月に発効した最低賃金は、全国加重平均で26円引き上げられて、加重平均額874円となった。前年度に引き続いての過去最高の上昇幅となった背景には、安倍政権の掲げる「全国（加重）平均で最低賃金1,000円」という目標があり、この目標に向かって歩みは遅いけれども年々上昇しているところである。しかしながら、この目標自体が果たして適正な目標だと言えるのか、甚だ疑問である。なぜなら、仮に加重平均で1,000円を達成したとしても、1,000円を上回るのはおそらく7都府県ほどに過ぎず、依然として40の道県は1,000円には満たない状態にあり、さらに時給1,000円という金額も1日8時間・週40時間労働では月額17～18万円程度で、税・社会保険料の控除を考えればとても普通に暮らせる水準ではないからである。

1976年にスタートした都道府県別にAランクからDランクまでに設定されている地域別最低賃金は、「大都市は地方より物価が高い」という“常識”がその根拠のひとつとなっている。しかし、これまでに全国各地で実施されてきた最低生計費試算調査の結果は、この“常識”を否定する。同調査からは、現行の最低賃金額では「健康で文化的な生活を送ることが到底難しいこと」、さらに「最低生計費は全国どこでもそれほど差がないこと」という結論が導き出されている。これらの調査結果は、最低賃金制度を「全国一律」かつ「時給換算で1,500円」にしなければならないことの根拠（エビデンス）となり、各方面の運動で活かされているところである。

今回、山口県において最低生計費試算調査を実施したのも、まずは①最低賃金額の引き上げと全国一律制度への改正の強い根拠を示すことが、大きな目的である。ただ、これだけに止まらず、②春闘の賃金討議の素材（特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）を示す、③公契約運動推進における賃金設定の基礎となる考え方を示す、④人事院の「標準生計費」に対する批判の根拠を示す、⑤賃金と社会保障の関係を考える手がかりを示す等、さまざまな成果も期待されている。

「山口県における健康で文化的な暮らしを送るための費用」をより明確な数字で提示することで、貧困と格差の拡大や、地方経済の衰退などの諸問題解決の出発点としていきたい。本報告書は、山口県最低生計費試算調査の第1弾として、若年単身世帯の結果を報告するものである。

1. 調査の概要

若年単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、様々な世帯類型ごとに「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用（＝最低生計費）を試算している。試算における基礎資料とするために今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

①**生活実態調査**：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。

②**手持ち財調査**：対象者が生活に必要なものとして何を持っているか、すべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。

③**価格（市場）調査**：実際の対象市（山口市）における価格調査を実施した。

これらの3調査に統計資料などを利用した食費、住居関係費、（子育て世帯の）教育費などの試算結果を組み合わせて、最低生計費の試算を行っている。

今回は、その第1弾として若年単身世帯（モデル設定＝25歳単身世帯）の結果を公表する。2018年11月からアンケート票の配布開始（約10000部）。このうち**2,029部を回収**（回収率＝約20%）。なお、このうち、**若年単身世帯（20歳未満＋20歳代＋30歳代）の回答数は167部**であった。

○調査方法

◆対象：山口県内で暮らす住民

◆調査方法：留置き調査

◆調査期間：2018年11月～2019年3月

2. 生活実態調査の結果の概要

※別添資料Aを参照のこと

3. 算定の対象となるモデルと地域

（1）対象モデル：月額賃金20万円、一時金・年40万円、年収280万円

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、若年単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「年齢は25歳で、大学卒業後就職し、勤続年数が3年である労働者を想定」した。¹

ちなみに、山口市職員の大学卒業者の初任給は、18万7,200円である。一時金は4.45月分（83万3,040円）であり、年収にすると307万9,440円となっている。また、毎月きまって支給する所定内給与額（一般労働者、山口県、産業・企業規模計）は、25～29歳で男性23万3,300円、女性21万400円（「平成30年賃金構造基本統計調査」より）となっている。これらのことを踏まえて、**月額賃金が20万円、一時金が年40万円で年収280万円**の対象モデルを設定した。生活実態調査の結果では、若年単身世帯で月額賃金については「20～25万円未満」の割合が最も高く（32.3%）、世帯年収については「300～350万円未満」の割合が最も高かった（24.6%）。なお、今回の試算結果は2018年12月時点を想定している。

（2）居住地域：山口市大内地区

はじめに、「山口県市町、年齢（5歳階級）別人口（総数）」（山口県庁統計分析課）によれば、山口市は、2018年10月1日現在の20代人口が20,152人で、下関市（21,021人）について県内2番目。20代人口の割合では10.3%で県内1番目である。また、今回集計した若年単身世帯のデータも、山口・防府地域の割合が28.7%と最も高かった。これらのことから**山口市在住**を想定した。

次に、山口市の中でも、「住民基本台帳による年齢別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）」（山

¹ 正規労働者とは限定していないので、企業から住宅費や交通費が支給されるとは限らない。

口市役所)によれば、2019年3月31日現在の山口市内の各地区別推計人口の上位と当該地区での20代人口の割合は、小郡地区(2,486人、9.7%)、平川地区(2,450人、15.1%)、大内地区(2,191人、9.4%)となっている。この中から、学生が多い平川地区と家賃相場が高く若年単身者が生活するのに不向きな小郡地区を除き、山口市や防府市にも通勤が便利な**大内地区**を想定することとした。

4. 算定の方法

今回の最低生計費試算調査を含めて2015年から2017年までに全国12道県で実施している諸調査は、佛光大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」(2008年4月～6月実施、2,039ケース集約。)および「東北地方最低生計費試算調査」(2009年5月～6月実施、1615ケース集約)、「愛知県最低生計費試算調査」(2010年5月～6月実施、518ケース集約)などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。²調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくなるからである。

「持ち物財調査」において空欄があまりに多いなど、データとして有用ではない。そこで、以下の①または②に該当する回答者の「持ち物財調査」の結果については、集計から除外した。

- ①「家事雑貨類」のうち「茶碗類」、「洋皿類」、「和皿類」、「グラス類」、「スプーン・ナイフ類」の単純合計が10未満の場合(ただし、単身世帯については10未満でも有用と判断した)。
- ②「被服・履物」の単純合計が10未満の場合。

なお、「生活実態調査」については、各項目の「無回答者」数は少なく、そのような処理は必要ないと判断し、除外せず集計した。

この基準を適用した結果、「持ち物財調査」については154ケースの有用なデータを用いて分析した。

「持ち物財調査」にもとづいて、原則7割以上の所持率の物を「最低限度の生活」のために必要な物と判断し、「価格調査」を行った。「持ち物財調査」、「価格調査」をもとに、一般労働者の生活を反映させるために、青年労働組合員を中心に計3回の「合意形成会議」を行い、合意価格を決定した。なお、所持数(消費数)については平均所持数(消費数)を基礎として「合意形成会議」で決定している。

もっとも、所持率が7割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、「最低限度の生活」に必要な物と判断した。例えば、「電気ポット」は単独での所有率は68.6%であったが、「やかん」(所持率47.1%)を合わせると所有率は10割に達している。よって、「最低限度の生活」を送るにあたって、お湯を沸かす何らかのものが必要であると判断して、所持率の高い「電気ポット」を所有させることにした。このように“合わせ技”で所有させたものがいくつかある。

また、男女別で所持率が大きく異なるなど、男女別で集計したほうが適当と思われる品目については、男女別で集計している。

品目や合意価格については、別添資料B「山口県最低生計費試算(若年単身世帯)のための価格調査票

² 監修者は今回の調査以外に、「新潟県最低生計費試算調査」(2015年)、「静岡県最低生計費試算調査」(2015年)、「愛知県最低生計費試算調査」(2015年)、「北海道最低生計費試算調査」(2016年)、「東北地方最低生計費試算調査」(2016年)、「埼玉県最低生計費試算調査」(2016年)、「福岡県最低生計費試算調査」(2017年)等の監修にもあたっている。

(19年4月・税込み)」を参照のこと。

使用年数については、国税庁「減価償却資産の使用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

5. 最低生計費の試算

(1) 食費の算定：男性 36,886 円、女性 29,181 円

まず、朝食や夕食については、従前に実施された諸調査から「家で一人で食べる」が若年単身者では多数派だったので、今回の山口県でも同様に**朝食及び夕食は基本的に家で食べるもの**とした。

昼食についての実態調査の結果は、「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が39.5%で最も多く、次いで「家から弁当持参」の32.3%であった。また、男女別にしてみると、男性は「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が51.1%と多数派を占め、次いで「家から弁当持参」が23.3%であったのに対して、女性は「家から弁当持参」が多数派で43.4%であり、「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が26.3%であった。ここから昼食は、**男性について、コンビニなどで「弁当やパンを買う」ものとし、女性は月の12日間は「家から弁当」を持参し、残りの8日間はコンビニなどで「弁当やパンを買う」もの**とした。なお、「弁当やパンを買う」費用については、コンビニの弁当は500円以上が一般的であるもののパンのみの人やスーパーなどで弁当を買う人もいることから、調査結果の平均額=482円よりもやや低い**400円**と設定した。

プライベートで休日にお酒、お茶、会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月1~2回程度」で46.1%、次いで「月3~4回程度」の22.8%、「ほとんどない」の18.0%と続いていた。また、男女別にしてみると、男性は「月1~2回程度」=46.7%、「月3~4回程度」の21.1%、「ほとんどない」の18.9%と続くのに対して、女性は「月1~2回程度」=46.1%、「月3~4回程度」の23.7%、「ほとんどない」の17.1%と、ほとんど差は見られなかった。これらの結果を踏まえて、**飲み会や会食については、男性、女性とも月2回**とした。その費用の平均額は4,597円であったが、全体の分布状況から判断して**1回3,000円**とした。

このような生活実態をもとに、食費については、2018年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100gあたりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2018年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100kカロリー当たりの価格で算出）。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表2018資料編』にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを25歳男性で1日当たり2,650kカロリー、25歳女性で1日当たり1,950kカロリーとした。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量=g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、**食べ残しの廃棄率を5%**と想定している。

表1は、4つの食品群別に100gあたりの消費単価をまとめたものである。消費単価については、「2018年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた。なお、嗜好品（飲料・酒類）は100kカロリーあたりの金額である。

表1 4つの食品群別にみた、100gあたりの消費単価

第1群		第2群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品
24.85 円	26.09 円	151.38 円	19.06 円

第3群			第4群		
野菜・海藻	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
39.97 円	26.57 円	43.46 円	45.28 円	25.28 円	44.35 円

嗜好品（飲料・酒類）
100kカロリーあたり
74.93 円

① 25歳男性 1日当たり2,650kカロリー（30日=79,500kカロリー）

表2においては、25歳男性にとって1日に必要な熱量2,650kカロリーのうちの95%（=2517.5kカロリー）の熱量を摂取し、必要とされる栄養を満たす各品目の必要量から、かかる金額を計算した。その金額は765.1円であることがわかる。

表2 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	140 g
金額	74.55 円	金額	211.94 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	13.05 円	金額	15.25 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	139.89 円	金額	181.11 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	26.57 円	金額	2.53 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	30 g
金額	86.93 円	金額	13.30 円

合計金額 765.1 円

(参考)：香川明夫監修『食品成分表 2018 資料編』(女子栄養大学出版部、2018 年)、p76。

(注) 推定エネルギー必要量の 95%で構成

1 日の必要熱量の 90%を満たすように換算し、それに嗜好品(必要熱量の 10%)を加えた金額は、923.39 円となる。

	2,385 k カロリー	724.83 円
嗜好品	265 k カロリー	198.56 円
合計		923.39 円

昼食(購買分、月 20 日勤務で休日の昼食は「家での食事」に含まれる)や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当 1 食 730k カロリー 400 円
1 か月 20 食 14,600k カロリー 計 8,000 円

・会食(チキンチキンごぼう、刺身、鶏から揚げ、海鮮太巻き、ビール中ジョッキ×2)
130k カロリー+220k カロリー+400k カロリー+104k カロリー+160k カロリー×2=1,174k カロリー
月 2 回 2,348k カロリー 計 6,000 円

以上をもとに、1 か月に必要な 79,500k カロリーを家での食事(嗜好品含む)で摂取するためには、昼食と会食での摂取カロリーを控除した 62,552k カロリーが必要となる。家での食事における廃棄分を考慮すれば、**25 歳男性の 1 か月の食費は 36,886 円**となる。

家での食事		62,552 k カロリー	21,796 円
昼食(購買分)	79,500 k カロリー	14,600 k カロリー	8,000 円
会食		2,348 k カロリー	6,000 円
廃棄分(5%)		3,128 k カロリー	1,090 円
合計		82,628 k カロリー	36,886 円

② 25 歳女性 1 日あたり 1,950k カロリー (30 日=58,500k カロリー)

女性についても同様の計算を行う。

表 3 においては、25 歳女性にとって 1 日に必要な熱量 1,950k カロリーのうちの 95% (=1852.5k カロリー) の熱量を摂取し、必要とされる栄養を満たす各品目の必要量から、かかる金額を計算した。その金額は 624.3 円であることがわかる。

表 3 25 歳、女性、身体活動レベル II、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	100 g

金額	62.13 円	金額	151.38 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	13.05 円	金額	15.25 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	260 g
金額	139.89 円	金額	117.72 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	26.57 円	金額	2.53 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	20 g
金額	86.93 円	金額	8.87 円
合計金額 624.3 円			

(参考) (注) とともに表2と同じ。

1日の必要熱量の90%を満たすように換算し、それに嗜好品(必要熱量の10%)を加えた金額は、737.55円となる。

	1,755 kカロリー	591.44 円
嗜好品	195 kカロリー	146.11 円
合計		737.55 円

昼食(購買分、月20日勤務で弁当を持参した日や休日の昼食は「家での食事」に含まれる)や会食については、男性の場合と同様に算定した。

・コンビニ弁当	1食	730k カロリー	400 円
	1か月8食	5,840k カロリー	計3,200 円

・会食	月2回	2,348k カロリー	計6,000 円
-----	-----	-------------	----------

以上をもとに、1か月に必要な58,500k カロリーを家での食事(嗜好品含む)で摂取するためには、昼食と会食での摂取カロリーを控除した50,312k カロリーが必要となる。家での食事における廃棄分を考慮すれば、**25歳女性の1か月の食費は29,181円**となる。

家での食事		50,312 k カロリー	19,030 円
・昼食(購買分)	58,500 k カロリー	5,840 k カロリー	3,200 円
・会食		2,348 k カロリー	6,000 円
・廃棄分(5%)		2,516 k カロリー	951 円
合計		61,016 k カロリー	29,181 円

(2) 住居費の算定：家賃 30,000 円、共益費 3,000 円

住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」(平成 28 年度から平成 37 年度)による「最低居住面積水準」にもとづき、単身世帯 25 m²に設定し、「最低限度の生活」として最低価格帯(下から 3 割程度の物件)の物件を採用することにした。

生活実態調査では、若年単身者が賃貸している物件の家賃は 5 万円前後に集中していた(最高が 70,000 円、最低が 7,000 円、平均=45,742 円)。これらを参考にしながら、山口市大内地区での民間賃貸アパートについてインターネットを用いて市場調査を行った。

市場調査の結果、山口市大内地区の単身用住宅として、25 m²の民間賃貸アパート・マンション(間取り 1DKor1K)では、108 物件中、最低で 21,000 円、最高が 43,500 円、平均は 33,000 円であった。これらの事実から、**家賃は探しやすい物件のなかでの最低額=30,000 円**とした。

また、共益費については、必要な物件と必要ではない物件があるが、生活実態調査では、家賃について回答した人が 149 人であったのに対して、共益費について回答した人は 71 人と約半数の人が回答している。その平均は 3,345 円であった。最近では、家庭ごみの回収などアパート・マンション独自のごみ置き場を設置し、その費用などを含めて共益費を必要とする物件も比較的多いため、**共益費は必要と判断し、その価格は 3,000 円**とした。なお、上記物件の共益費も 3,000 円であった。

更新料についても、必要な物件と必要ではない物件がある。生活実態調査では、3 分の 2 が無回答であった。このことから、更新料はないものとした。

(3) 水道・光熱費の算定：男性 7,245 円、女性 11,446 円

水道・光熱費については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出(30 歳未満)、中国地方の平均」をもとに、物価上昇率を加味して判断した。

2018 年 12 月時点での水道・光熱費の物価上昇率は、2014(平成 26)年に比べ 3.1%増であることから、**男性は 7,027 円×1.031=7,245 円、女性は 11,102 円×1.031=11,446 円**とした。

(4) 家具・家事用品の算定：男性 4,168 円、女性 4,125 円

a) 家庭用耐久財：924 円

「電気ポット」については、所持率が 7 割以下であるが、前述のように「やかん」(所持率 47.1%)を合わせると所有率は 10 割に達している。よって、「最低限度の生活」を送るにあたって、お湯を沸かす何らかのものが必要であると判断して、所持率の高い「電気ポット」を所有させることにした。一方で「トースター」は所持率が低く、集計から除外した。

なお、各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない。以下同様。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
電子・ガスレンジ	98.0%	4930	1	6	68
自動炊飯器	92.2%	4000	1	6	56
電気冷蔵庫	99.3%	27000	1	6	375
電気掃除機	92.8%	8800	1	6	122

電気洗濯機	98.7%	20000	1	6	278
電気ポット	68.6%	1800	1	6	25
トースター	47.1%	—	—	—	—
小計					924

b) 冷暖房用機器：139円

暖房器具は、どの品目も所持率が7割に達しなかったが、合計すると87.6%の人が何らかの暖房器具を所有していた。そこで、部屋に備え付けのエアコンだけでなく暖房器具を所有していると判断し、所持率が高く、夏季でも「座り机(ちゃぶ台)」として活用できる「こたつ」を所有させることとした。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
電気こたつ	43.8%	9980	1	6	139
石油ストーブ	9.8%	—	—	—	—
ガスストーブ	0.7%	—	—	—	—
ファンヒーター	16.3%	—	—	—	—
ホットカーペット	17.0%	—	—	—	—
小計					139

c) 居間・寝室用家具：171円

「シングルベッド」については、所持率が約7割であったため所有していると判断した。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
シングルベッド(パイプベッド)	68.0%	10000	1	8	104
カラーボックス(ラック)	73.2%	1200	2	3	67
小計					171

d) 応接・書斎用家具：0円

「座り机(ちゃぶ台)」については、前述のように「こたつ」を流用することとした。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
座り机(ちゃぶ台)	66.7%	「電気こたつ」を流用			
腰掛机・学習机(椅子含む)	38.6%	—	—	—	—
小計					0

e) 室内装飾品：203円

「照明器具(蛍光灯の傘)」、「カーペット」については、所持率が約7割であったため所有していると判断した。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
照明器具(蛍光灯の傘)	67.3%	4000	1	8	42
カーペット	65.4%	3000	1	5	50

カーテン	97.4%	2000	2	3	111
掛(柱)時計	37.9%	—	—	—	—
目覚まし時計	56.2%	—	—	—	—
小計					203

d) 寝具類：493円

寝具類については、布団セット(掛・敷布団、まくら、シーツ、ふとんカバー、まくらカバーの6点セット)として「敷布団」に計上した。また、「シーツ」、「ふとんカバー」、「まくらカバー」を買い足したと判断した。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
敷布団(布団セットとして)	89.5%	9900	1	4	206
シーツ	92.2%	925	1	2	39
ふとんカバー	92.2%	925	1	2	39
まくらカバー	92.8%	370	1	2	15
タオルケット	77.1%	1000	2	2	83
毛布	92.2%	2000	2	3	111
掛け布団	96.7%	〈布団セット〉に含む			
まくら	98.0%	〈布団セット〉に含む			
小計					493

e) 家事雑貨：男性716円、女性733円

「なべ」、「フライパン」についてはなべ・フライパンセットとして「なべ」に計上した。また、前述のように「やかん」については「電気ポット」として計上している。

「米びつ」は所持率が高いが、聞き取り調査では「袋のまま保管している」、「空のペットボトルに入れている」との意見が聞かれたため計上していない。「懐中電灯」についても「スマートフォンのライトで代用する」ため、計上しないこととした。

また、男女別で所持率、所持数とも大きな差異はなかったため基本的に男女別での集計は行っていないが、「弁当箱(ランチジャー)」については、女性にのみ所有させることにした。このことは、昼食についての実態調査にも符合する。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
ごはん茶わん	93.5%	108	2	2	9
どんぶり	89.5%	108	2	2	9
マグカップ	90.8%	108	3	2	14
スープ、ケーキ、果物、グラタン等合わせて	82.4%	108	6	2	27
大きな皿・鉢	69.9%	108	3	2	14
小さな皿・鉢	76.5%	108	4	2	18
コップ	90.2%	108	3	2	14
スプーン	96.7%	108	3	5	5

フォーク	90.2%	108	3	5	5
水筒	81.7%	2000	1	5	33
タッパー	83.7%	108	6	5	11
なべ〈なべ・フライパンセットとして〉	92.8%	3000	2	5	100
水切りかご・ざる	75.2%	108	2	4	5
ボール	90.2%	108	2	4	5
包丁・ナイフ	96.7%	3000	1	5	50
まな板	94.8%	1000	1	5	17
スポンジ	98.0%	108	2	1	18
はし・菜ばし	95.4%	108	4	5	7
しゃもじ	93.5%	108	1	5	2
ふきん	90.2%	108	3	1	27
フライ返し	83.0%	108	1	5	2
物干しざお	83.0%	1500	1	5	25
くずかご	80.4%	108	2	5	4
洗濯用バケツ・かご	83.0%	500	1	5	8
タオル	97.4%	108	11	1	99
バスタオル	90.8%	300	4	1	100
電球	75.2%	199	3	3	17
蛍光灯	68.0%	1500	1	3	42
ドライバー	80.4%	1000	1	15	6
バスマット	90.2%	300	2	2	25
洗面器	78.4%	108	1	5	2
弁当箱(ランチジャー)：男性	45.0%	—	—	—	—
弁当箱(ランチジャー)：女性	81.9%	998	1	5	17
フライパン	96.1%	〈なべ・フライパンセット〉に含む			
やかん	47.1%	「電気ポット」として計上			
コーヒーカップ	61.4%	—	—	—	—
ナイフ	48.4%	—	—	—	—
米びつ	62.1%	—	—	—	—
洗いおけ	27.5%	—	—	—	—
たわし	44.4%	—	—	—	—
ポリバケツ	43.1%	—	—	—	—
玄関マット	41.8%	—	—	—	—
懐中電灯	60.1%	—	—	—	—
電球	75.2%	—	—	—	—
蛍光灯	68.0%	—	—	—	—

小計	716 (男) 733 (女)
----	--------------------------

f) 家事用消耗品：男性 1,522 円、女性 1,462 円

家事用消耗品については、1 か月あたりの使用量に男女間の差があったので、別に集計した。

「住宅用洗剤」については、風呂用洗剤など多種の品目があり、何らかのものは保有していると判断し、計上した。

品目	所持率	合意価格	月使用量		月価格	
			男性	女性	男性	女性
ポリ袋 (枚)	89.5%	18	8	8	144	144
ラップ (本)	88.9%	200	1	1	200	200
ティッシュペーパー (箱)	96.7%	60	3	2	180	120
トイレトペーパー (ロール)	96.7%	50	4	4	200	200
台所洗剤 (本)	94.1%	250	1	1	250	250
トイレ用洗剤 (本)	85.6%	200	0.25	0.25	50	50
住宅用洗剤 (本)	54.9%	200	1	1	200	200
洗濯洗剤 (本・個)	90.8%	298	1	1	298	298
小計					1522	1462

(5) 被服および履物の算定：男性 6,654 円、女性 5,852 円

a) 被服・履物：男性 6,371 円、女性 5,544 円

被服・履物の数量については個人差が大きい。そこで少ない方から数えて合計 3 割の人が保有する数を算定基準とした。なお、※がついた品目については、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格を基礎に算定した。

その性質上、男女別で集計している。

まず、男性について「オーバーコート」は 7 割近くが所有しており、何らかのコートを所有していると判断し、計上した。

続いて、女性について「スラックス」、「ジャンパー」は所有率が比較的低いですが、名称が多様であり、それぞれに類するものは所有していると判断し、計上することとした。また、「スラックス」については、ジーンズやチノパンなどが品目から抜けていたため、それらを代表させることとして数量を調整した。

「マフラー」についても、女性にも必要との意見が聞かれたため、計上している。

被服・履物：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
背広※	93.8%	18000	2	4	750
礼服※	70.0%	39000	1	5	650
オーバーコート※	67.5%	15000	1	4	313

ジャケット (替上着)※	81.3%	10500	1	4	219
チノパン・ジーンズ	93.8%	2990	2	4	125
半ズボン	81.3%	1990	2	2	166
パーカー	93.8%	1990	2	2	166
ワイシャツ	95.0%	1500	3	2	188
長袖シャツ	93.8%	1500	3	2	188
半袖シャツ	86.3%	1500	2	2	125
ポロシャツ	86.3%	1990	2	2	166
セーター・カーディガン	77.5%	2990	2	2	249
肌着シャツ(冬)	90.0%	300	3	1	75
肌着シャツ(夏)	93.8%	500	4	1	167
Tシャツ	93.8%	1000	4	2	167
ジャージ	93.8%	7188	2	2	599
トレーナー	73.8%	1990	2	2	166
パンツ	96.3%	300	5	1	125
サンダル	93.8%	600	1	2	25
靴※	97.5%	10000	2	2	833
運動靴・スニーカー	91.3%	3900	2	2	325
靴下	97.5%	250	6	2	63
手袋	70.0%	990	1	1	83
ネクタイ※	97.5%	1900	4	2	317
マフラー	71.3%	1000	1	2	42
バンド・ベルト	95.0%	1000	2	2	83
ステテコ (ズボン下)	52.5%	—	—	—	—
長靴	28.8%	—	—	—	—
小計					6371

被服・履物：女性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
フォーマルドレス※	73.6%	9800	1	5	163
ワンピース※	73.6%	5000	2	4	208
オーバーコート※	86.1%	10000	2	4	417
ジャケット※	87.5%	15000	2	4	625
スカート	87.5%	3000	4	3	333
スラックス (ジーンズ等含む)	58.3%	2990	4	4	249
ジャンパー (ブルゾン)	63.9%	3000	1	4	63
ブラウス	88.9%	980	3	3	82

Tシャツ・ポロシャツ	93.1%	980	4	2	163
長袖・半袖シャツ	91.7%	980	5	2	204
セーター・カーディガン	91.7%	980	4	2	163
パンツ	94.4%	1200	5	1	500
ブラジャー	94.4%	2500	5	2	521
シャツ（肌着）	86.1%	600	5	1	250
パジャマ（夏）	76.4%	1980	2	2	165
パジャマ（冬）	81.9%	1980	2	2	165
ジャージ	84.7%	980	2	2	82
トレーナー・スエット	87.5%	2000	2	2	167
スリッパ	80.6%	380	1	1	32
サンダル	93.1%	1900	1	2	79
靴・ブーツ※	95.8%	3000	2	2	250
運動靴・スニーカー	98.6%	3000	2	2	250
パンティストッキング	80.6%	160	3	1	40
ソックス	93.1%	300	5	2	63
手袋	75.0%	980	1	1	82
マフラー	—	1000	2	2	83
ベルト	84.7%	1500	1	2	63
エプロン	66.7%	1000	1	1	83
ゆかた	30.6%	—	—	—	—
長靴	43.1%	—	—	—	—
小計					5544

b) クリーニング代：男性 283 円、女性 308 円

少なくとも年1回は所有している「背広」、「礼服」、「オーバーコート」（以上男性）、「フォーマルドレス」、「ワンピース」、「オーバーコート」（以上女性）についてクリーニングに出すことを想定した。クリーニング代はインターネットにより山口市大内地区の店舗を調査した。

男性は背広2着（1着720円）、礼服1着（960円）、オーバーコート1着（1,000円）で年間3,400円（1か月あたり283円）、女性はフォーマルドレス1着（700円）、ワンピース2着（1着500円）、オーバーコート2着（1着1,000円）で年間3,700円（1か月あたり308円）の費用がかかるものと算定した。

(6) 保健医療費の算定：男性 1,091 円、女性 2,345 円

a) 保健医療費：男性 1,091 円、女性 2,345 円

保健医療費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30歳未満）、中国地方の平均」をもとに、物価上昇率を加味して判断した。

2018年12月時点での保健医療費の物価上昇率は、2014（平成26）年に比べ4.5%増であることから、月間で**男性は1,044円×1.045≒1,091円、女性は2,244円×1.045≒2,345円**とした。

(7) 交通・通信費の算定：40,417円

a) 交通費：8,000円

生活実態調査において車の必要性を質問したところ8割以上が「生活の必需品」を回答した。通勤手段では「自家用車」が67.7%と若干低いものの、「自転車」18.0%、「徒歩」12.0%と「自家用車」が圧倒的に多く、「公共交通機関」に至っては0.6%とほとんど通勤手段として利用されていない。車等の用途(2つまでの複数回答)では、「通勤」70.1%に次いで「買い物」61.1%、「ドライブ・娯楽」37.7%となっており、日常生活や余暇を過ごすのにも車が必要であることがわかる。

持ち物財調査においても、所持率は「軽自動車」45.8%、「普通自動車」29.4%、「小型自動車」22.2%となっており、あわせて97.4%の人が自動車を所有している。

そこで、移動手段として「自家用車」が必需品となっていると判断した。

生活実態調査では、1か月に支出するガソリン代の平均は10,286円となっており、聞き取り調査も含めて合意形成会議で議論し、若年層であれば職場近くに居住することが多いことから**1か月のガソリン代を8,000円として交通費に計上することとした。**

b) 交通用具・諸経費：23,101円

自家用車の種別については、男女間で所持率に差があったが、対象モデルが大学卒業後に就職し3年目であることから、はじめて自分で購入した自家用車であると設定し男女とも「軽自動車」を所有させることとした。

品目	所持率		
	全体	男性	女性
軽自動車	45.8%	28.8%	65.3%
小型自動車	22.2%	33.8%	9.7%
普通自動車	29.4%	36.3%	20.8%
ミニバイク(～125cc)	2.0%	3.8%	0.0%
バイク(125cc以上)	3.3%	6.3%	0.0%
自転車	35.9%	38.8%	33.3%
ヘルメット	9.2%	16.3%	1.4%

具体的な価格の算定にあたっては、7年落ち(2012年式、5～7万km走行)の中古車を購入後6年使用し、車検直前に廃車し手放すことを想定し、6年間にかかる諸経費を合わせて1か月あたりにかかる費用を計算した。なお、消費税については8%で変わらないとしている(2018年12月時点の試算)。

諸経費を計算するにあたって、合意形成会議において聞き取り調査を行い、1か月の走行距離が1,000km(年間走行距離12,000km、6年間での総走行距離72,000km)と設定した。「交通費」としてガソリン代が8,000円と算定したが、燃費が18km/ℓ、ガソリン1ℓの価格が140円とすれば、 $1,000\text{km} \div 18\text{km}/\ell \times 140 = 7,778$ 円であり、この点からも妥当な設定であると思われる。

車両価格については、インターネットで山口県内の中古車を検索した。年式など上記の条件に当てはまったのは10台で、車両価格の最低が46.0万円、最高が93.8万円、平均は67.0万円であった。安い方から3割程度の**車両の価格は57.0万円**であり、合意形成会議において当該車両が初めて自分で購入する

自家用車として適切であると判断した。

任意保険については、対人賠償・無制限、対物賠償・無制限、人身傷害・3,000万円、車両保険・車対車危険限定・免責ゼロ、弁護士特約付帯で13等級、25歳からスタートし、6年間無事故として計算した。

車検については、インターネットで市場価格を調査した。

部品・消耗品の交換費用については、交換時期を設定し、相場価格を調査した。冬用タイヤは、最近の山口市内の状況や大内地区の地理的環境から、必要であると判断し、それに伴い夏用タイヤは6年間で1回しか交換しないこととした。

費 目	合意価格	備考	6年間合計金額	月価格
車両価格（車検基本料込み）	570,000		570,000	7,917
税・保険料（①～⑦）の計			515,950	7,166
①消費税（8%、取得時）	45,600		45,600	—
②取得税（2%、取得時）		7年落ちだとかからない		—
③リサイクル料（取得時）	9,250		9,250	—
④軽自動車税（毎年）	7,200		43,200	—
⑤重量税（1年分）	3,300	2年分6,600円の1/2	19,800	—
⑥自賠責保険料（1年分）	12,670	25か月25,880円、 24か月25,070円×2の年平均	76,020	—
⑦任意保険料（年額）	53,680	6年間の平均金額	322,080	—
整備費用（⑧～⑫）の計			361,354	5,019
⑧車検（2年ごと）	23,000	6年間で2回	46,000	—
⑨上記の消費税（8%）	1,840	同上	3,680	—
⑩印紙代	1,100	同上	2,200	—
⑪部品・消耗品の交換費用		*詳細は下表を参照	286,550	—
⑫上記の消費税（8%）			22,924	—
合 計				20,101

費 目	交換時期	部品代	工賃	交換回数/6年	6年間合計金額
エンジンオイル	10,000 kmごと	3,000	1,000	7	28,000
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,500		7	10,500
バッテリー交換	4年間に1回	6,000	1,000	1	7,000
冷却水交換	10万kmごと	3,250	2,100	1	5,350
スパークプラグ	5万kmごと	2,300	4,000	2	12,600
ヘッドライトバルブ	切れたら	2,000	1,000	2	6,000
夏用タイヤ	4万kmごと	14,000		1	14,000
冬用タイヤ	3万kmごと	22,000		2	44,000
冬⇄夏タイヤ交換	年2回		6,000	12	72,000

エアコンフィルター	車検時	5,000	1,500	2	13,000
ファンベルト	5万kmごと	3,000	5,000	2	16,000
ブレーキフルード	車検時	2,000	2,500	2	9,000
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,000	5,000	2	24,000
リアブレーキシュー	80,000 kmごと	4,000	9,100	1	13,100
ワイパーブレードラバー	年1回	2,000		6	12,000
合 計					286,550

このほか駐車場代については、「持ち物財調査」で何らかの自家用車（「軽自動車」、「小型自動車」、「普通自動車」）を所有している人は150人であった。「生活実態調査」で駐車場代について回答した人は79人で過半数の人が駐車場代を支払っていることがわかった。平均金額は3,678円、平均駐車箇所数は1.1箇所であった。たしかに、山口市大内地区ではアパート・マンションの家賃に駐車場代が含まれることも多いが、職場での駐車場代の個人負担分などが考えられ、**駐車場代は1箇所、3,000円**かかるものと判断した。

c) 通信費：9,316円

通信費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30歳未満）、中国地方の平均」によると、男女の加重平均額は9,704円であった。

2018年12月時点での通信費の物価上昇率は、2014（平成26）年に比べ4.0%減であることから、月間で9,704円×0.96≒9,316円とした。

(8) 教育費の算定：0円

教育費については、若年単身世帯のため、今回は算定に含めない。

(9) 教養娯楽費の算定：男性25,749円、女性24,891円

a) 教養娯楽耐久財：2,465円

DVDプレイヤーなどの機器は多様化しており、把握が難しい面があった。そこでテレビ録画用として外付けのハードディスクをもたせることとした。

パソコンについてはノートとデスクトップを合わせれば所持率は8割を超えているため、「パソコン（ノート）」を所持させることとした。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
カラーテレビ	93.5%	26800	1	5	447
テレビ録画用HDD	—	9480	1	4	198
パソコン(ノート)	64.7%	79800	1	4	1663
ラジオ	13.7%	—	—	—	—
DVD (BD) プレイヤー	48.4%	—	—	—	—
HDDレコーダー	39.2%	—	—	—	—
携帯音楽プレイヤー	40.5%	—	—	—	—

カメラ・デジカメ	51.0%	—	—	—	—
ビデオカメラ	5.9%	—	—	—	—
プリンター	37.3%	—	—	—	—
パソコン（デスクトップ）	15.7%	「パソコン（ノート）」として計上			
小計					2465

b) 書籍・他の刊行物：0円

「日刊新聞」については、4.6%とほとんど購読されていない。「書籍」についても、最近ではインターネットで情報収集しており、雑誌等も購入しないとの聞き取り調査の結果であったので計上しなかった。

品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
日刊新聞	4.6%	—	—	—	—
書籍（月購入冊数）	41.8%	—	—	—	—
小計					0

c) 教養娯楽用品：男性 1,024円、女性 166円

水着については男女とも約半数しか所持者がいなかったが、余暇や趣味のための道具として、それらを代表して計上することとした。また、ゲーム機は男性の場合、「テレビゲーム機」、「携帯ゲーム機」を合わせると所持率が9割を超えており、代表して「テレビゲーム機」を所有させることとした。

「USBメモリー」については、所持率7割を若干下回るものの、必需品と判断した。

教養娯楽用品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
水着（男性用）	52.5%	1980	1	2	83
テレビゲーム機	52.5%	24800	1	5	413
ゲームソフト	47.5%	4000	4	3	444
USBメモリー	66.3%	1000	2	2	83
携帯ゲーム機	38.8%	「テレビゲーム機」として計上			
小計					1024

教養娯楽用品：女性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
水着（女性用）	55.6%	1980	1	2	83
USBメモリー	62.5%	1000	2	2	83
テレビゲーム機	19.4%	—	—	—	—
携帯ゲーム機	20.8%	—	—	—	—
ゲームソフト	25.0%	—	—	—	—
小計					166

d) 教養娯楽サービス：日帰り行楽 4,000円、1泊以上の旅行 5,000円、余暇費用 8,000円

教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り行楽の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

日帰り行楽についての生活実態調査の結果は、「0回」28.1%、「1回」26.3%、「2回」25.1%の順番になっており、「月1回」が妥当であると判断した。1回の行楽代については117人が回答し、平均金額は6,927円であったが、分布を見ると3,000円から5,000円台が多かった。このことからドライブや音楽ライブ、福岡・広島などに遊びに行くことを想定し、平均の**日帰り行楽代を4,000円**とした。

1泊以上の旅行についての生活実態調査の結果は、「2回」22.8%、「1回」21.6%、「3回」、「0回」がともに16.2%の順番になっており、「年2回」が妥当であると判断した。1回の旅行代については134人が回答し、平均44,851円であったが、分布を見ると30,000円が多かった。このことから、東京や大阪などに旅行に行くことを考え、1回あたり30,000円とした。**1泊以上の旅行で年間60,000円の支出(1か月あたり5,000円)**となる。

生活実態調査で休日(余暇)の過ごし方を3つまでの複数回答で聞いたところ、「自宅で休養」80.2%、「友人・知人との交際」45.5%、「ショッピング」40.7%、「日帰りの行楽」23.4%、「スポーツなどの体力づくり」19.2%、「その他の趣味」12.0%、「読書」9.6%などと続いた。これらのことから、上記の行楽や旅行を除いて、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを週1回(月に4回)とし、その**余暇費用を月8,000円**とした。

e) NHK受信料：1,260円 インターネット接続料：4,000円

NHK受信料は教養娯楽費として計上した。このほか、インターネット接続料(ケーブルテレビ契約込み)を計上した。

(10) 理美容費の算定：男性4,362円、女性7,395円

a) 理美容品：男性862円、女性2,895円

理美容品については、所持している品目や価格も男女間で異なるため、男女別で集計した。なお、「ヘアドライヤー」と「電気カミソリ」以外は消耗品として1か月の消費量を計上している。

男性について、「電気カミソリ」の所持率は7割に満たないが、ひげそり用として持たせることにした(「カミソリ」派は56.3%)。女性については、男性と逆に「電気カミソリ」(シェーバー)ではなく「カミソリ」を持たせることにした。

理美容品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
ヘアドライヤー	81.3%	1282	1	6	18
電気カミソリ	61.3%	3375	1	6	47
歯ブラシ(本)	97.5%	185	1		185
シャンプー(本)	96.3%	298	0.5		149
リンス・トリートメント(本)	77.5%	298	0.5		149
ボディシャンプー(本)	90.0%	245	1		245
歯磨き粉(本)	93.8%	138	0.5		69

カミソリ (個)	56.3%	「電気カミソリ」として計上			
化粧石鹸 (個)	41.3%	—	—	—	—
化粧クリーム (個)	22.5%	—	—	—	—
化粧水 (本)	42.5%	—	—	—	—
口紅 (本)	5.0%	—	—	—	—
乳液 (本)	23.8%	—	—	—	—
ファンデーション (個)	3.8%	—	—	—	—
小計					862

理美容品：女性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
ヘアドライヤー	97.2%	3900	1	6	54
歯ブラシ (本)	90.3%	198	1		198
カミソリ (個)	68.1%	200	1		200
シャンプー (本)	94.4%	348	0.5		174
リンス・トリートメント (本)	94.4%	348	0.5		174
ボディシャンプー (本)	86.1%	245	0.5		123
歯磨き粉 (本)	94.4%	258	0.3		77
化粧クリーム (個)	77.8%	700	0.5		350
化粧水 (本)	91.7%	880	0.5		440
口紅 (本)	77.8%	1000	0.3		300
乳液 (本)	81.9%	880	0.5		440
ファンデーション (個)	88.9%	1215	0.3		365
電気カミソリ	29.2%	「カミソリ」として計上			
化粧石鹸 (個)	59.7%	—	—	—	—
小計					2895

b) 理美容サービス：男性 3,500 円、女性 4,500 円

理髪 (美容) 料としては、聞き取り調査により男性は月 1 回 3,500 円、女性は月 1 回 4,500 円とした。

(11) 身の回り用品の算定：男性 285 円、女性 1,293 円

身の回り用品については、男女別に集計した。

男性については、所持率が 7 割近い「旅行用スーツケース」は、聞き取り調査の結果、所持させることにしたが、所持率 6 割程度の「帽子」は、所持している人としていない人の差が大きく「最低限度の生活」に必要とまでは言えないと判断して、計上しなかった。また、バッグ類については、何らかのバッグを一定数所持しているものとして、平均所持数から数量を減らした。

女性については、バッグ類やアクセサリ類など、いろいろな種類のものを多く持っていると判断し、平均所持数を計上した。

理美容品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
傘	93.8%	700	2	2	58
旅行用スーツケース	66.3%	4980	1	5	83
ショルダーバッグ(男)	82.5%	1000	1	5	17
リュックサック・ディパック	72.5%	1000	1	5	17
財布	96.3%	1900	1	5	32
腕時計(男性用)※	82.5%	2000	2	10	33
ハンカチ	88.8%	108	5	1	45
雨がっぱ	48.8%	—	—	—	—
ハンドバッグ	38.8%	—	—	—	—
ショッピングバッグ	43.8%	—	—	—	—
指輪	12.5%	—	—	—	—
ネックレス	25.0%	—	—	—	—
イヤリング・ピアス	6.3%	—	—	—	—
帽子	60.0%	—	—	—	—
小計					285

理美容品：男性					
品目	所持率	合意価格	所持数	使用年数	月価格
傘	95.8%	1000	2	2	83
旅行用スーツケース	83.3%	5000	1	5	83
ショルダーバッグ(女)	83.3%	3000	3	5	150
ハンドバッグ	83.3%	3000	3	5	150
ショッピングバッグ	77.8%	500	3	2	63
リュックサック・ディパック	75.0%	2000	2	5	67
財布	100.0%	3000	2	5	100
腕時計(女性用)※	80.6%	2000	2	10	33
ネックレス	77.8%	2000	4	10	67
帽子	77.8%	1000	3	1	250
ハンカチ	93.1%	280	9	1	210
イヤリング・ピアス	69.4%	1500	3	10	38
雨がっぱ	45.8%	—	—	—	—
指輪	36.1%	—	—	—	—
小計					1293

(12) その他の消費支出の算定：男性 15,016 円、女性 15,850 円

a) 自由裁量費：6,000円

自由裁量費(こづかい)については、これまでの算定では計上しなかったオーディオ関係や自動販売機などでのコーヒー代、有料アプリへの課金などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物調査では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1人1日200円として**月6,000円**とした。

b) 冠婚葬祭費：男性3,333円、女性4,167円

生活実態調査では、冠婚葬祭の参加状況は「ほとんど参加している」が68.3%であった。また、昨年の参加回数は「2回」28.7%、「1回」25.1%、「0回」22.8%と続いた。

聞き取り調査の結果、年1回、大学生時代の友人の結婚式に参加し、お祝いとして30,000円を支出。2次会費用や衣装代などで男性10,000円、女性は着付け・セット代などを考え20,000円を支出すると考えた。結果として**男性は年40,000円(月あたり3,333円)、女性は50,000円(月あたり4,167円)**となった。

c) お中元・お歳暮：0円

生活実態調査では、「送らないことにしている」が73.7%と圧倒的に多く、**送らない**と判断した。

d) プレゼント費用：2,500円

見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、148人が回答し、平均42,764円であった。聞き取り調査の結果、**プレゼント費用として年間30,000円(月あたり2,500円)**を計上した。

e) 忘年会等：833円

忘年会や新年会、歓迎会について昨年の参加回数を調べたところ、「2回」28.7%、「1回」25.1%、「0回」22.8%であった。聞き取り調査の結果、**忘・新年会、歓送迎会のうち年2回は出席し、居酒屋で1回5,000円支出することにした。月あたり833円**である。

f) その他会費：250円

スポーツなどの**趣味の年会費**などを想定し、**年間で3,000円(月あたり250円)**を計上した。なお、自治会費については共益費に含まれるものとして算定している。

g) 組合費：2,100円

現役の労働者・サラリーマンの場合には、**労働組合費として月2,100円**を想定(所得の1%を目安)し計上した。

(13) 予備費の算定：男性17,400円、女性17,500円

その他、**予備費として、消費支出の1割**を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や

額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。

(14) 総括

表4：山口県山口市在住 25 歳単身世帯（男女）の最低生計費試算の結果

	男	女
消費支出	174,873	175,795
食費	36,886	29,181
家での食事	21,796	19,030
外食・昼食	8,000	3,200
外食・会食	6,000	6,000
廃棄分	1,090	951
住居費	33,000	33,000
家賃	30,000	30,000
共益費（自治会費含む）	3,000	3,000
光熱・水道	7,245	11,446
家具・家事用品	4,168	4,125
家事用耐久財	924	924
冷暖房機器	139	139
居間・寝室用家具	171	171
応接・書斎用家具	0	0
室内装飾品	203	203
寝具類	493	493
家事雑貨	716	733
家事用消耗品	1,522	1,462
被服・履物	6,654	5,852
被服・履物	6,371	5,544
洗濯代	283	308
保健医療費	1,091	2,345
保健医療費	1,091	2,345
交通・通信	40,417	40,417
交通費（ガソリン代）	8,000	8,000
駐車場代	3,000	3,000
交通用具	20,101	20,101
通信費	9,316	9,316
教育	0	0
教養娯楽	25,749	24,891
教養娯楽耐久財	2,465	2,465

	書籍	0	0
	教養娯楽用品	1,024	166
	日帰り行楽	4,000	4,000
	旅行	5,000	5,000
	余暇費用	8,000	8,000
	NHK受信料等	5,260	5,260
	理美容費	4,362	7,395
	理美容用品	862	2,895
	理美容サービス	3,500	4,500
	身の回り用品	285	1,293
	その他	15,016	15,850
	自由裁量費	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	3,333	4,167
	お中元・お歳暮	0	0
	プレゼント費用	2,500	2,500
	忘年会等	833	833
	その他会費	250	250
	組合費	2,100	2,100
	非消費支出	49,467	49,467
	所得税	6,608	6,608
	住民税	8,933	8,933
	社会保険料	33,926	33,926
	予備費	17,400	17,500
最低生計費	税等抜き月額	192,273	193,295
	税等込み月額	241,740	242,762
	税等込み年額	2,900,880	2,913,144
	必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,391	1,397
	必要最低賃金額（150 時間換算）	1,612	1,618
	最低賃金額	802円（2018）	

（注1）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%（100円未満切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

（注2）2ページのモデル設定で触れているように、必ずしも正規労働者（正社員）であるとは限らないので、今回の試算では諸手当が支給されないケースでの試算をメインで行っている。しかし一般的には、正規労働者には「通勤手当」が支給されるケースが多い。したがって、交通費の算定において、仮に通勤手当が月8,000円支給されたとすると、そのぶん最低生計費は減額されることになる。また、同様に正規

労働者には「住宅手当」が支給されることも多い。家賃の半額の補助があったとすると、今回のケースでは 15,000 円が最低生計費から減額されることになる。これらの想定を踏まえた最低生計費（税等抜き）で男性＝月額 166,973 円、女性＝月額 167,995 円になる。ただし、これは正規における想定に過ぎない。実際には若者の約半数は非正規労働者であり、多くの非正規労働者は、社会保険に雇主負担がなかったり、企業による福利厚生が用意されていなかったりする。企業の保障から非正規がこぼれ落ちていることは大きな問題である。

（注 3）非消費支出には、「所得税」＝6,608 円、「住民税」＝8,933 円、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」＝33,926 円を含む。

（注 4）非消費支出の算出方法は、以下の通り。

1) 所得税

4 月分の給与を 200,000 円とすると、国税庁『平成 30 年 4 月以降分 源泉徴収税額表』より、**3,700 円**。これにボーナスに対する分（月額 2,908 円）を加算すると、**6,608 円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与所得＝280 万円×70%－18 万円＝1,780,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,780,000 円－（**407,120 円**＋33 万円）＝1,042,880 円

市民税（税率 6%）は、

1,042,880 円×6%＝62,572 円

県民税（同 4%）は、

1,042,880 円×4%＝41,715 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、62,572 円－1,500 円＝61,000 円

県民税は、41,715 円－1,000 円＝40,700 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,000 円

したがって、住民税額（年額）は、61,000 円＋40,700 円＋3,500 円＋2,000 円＝107,200 円となり、1 か月当たりでは **8,933 円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 200,000 円では、18,300 円が本人負担分

② 協会けんぽ（山口県）保険料率=10.18%（うち労働者分=5.09%）

→標準報酬月額 200,000 円では、10,180 円が本人負担分

③ 雇用保険料率（失業給付分）=0.9%（うち労働者分=0.3%）

→月収を 200,000 円とすると、600 円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、18,300 円+10,180 円+600 円=29,080 円となり、
×12ヶ月分=348,960 円となる。これにボーナス分 58,160 円を加えると **407,120 円**となる（月あたり
33,926 円）。

おわりに一試算の結果からみえるもの

今回の調査結果から得られたのは、これまで実施された他の地域における調査結果と同じく、「現行の最低賃金額はあまりにも低すぎる」「最低生計費は全国どこでもほぼ同水準である」という結論である。山口県山口市に住む 25 歳単身者の最低生計費（税・社会保険料込み）は、**男性=241,740 円、女性=242,762 円**であり、これらを中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間の所定内労働時間（法的に許される最長の所定内労働時間）で換算すると、男性=1,391 円/時間、女性=1,397 円/時間とそれぞれなる。現在の山口県の最低賃金額は 802 円/時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは 600 円近い隔りがある。さらに、人間らしい生活と両立させるような労働時間=月 150 時間で換算すると、男性=1,612 円/時間、女性=1,618 円/時間となり、最低賃金との格差がますます大きく拡大する。

また、表 5 は これまでの最低生計費調査の結果を比較したものである。現状で最も高い静岡県静岡市の最低生計費のほぼ 9 割の範囲内に、今回の山口県山口市も含めて全国の最低生計費が収まっている。すなわち、最低生計費は、全国どこでも同水準にあると言ってよいだろう。「大都市では生計費が高く、地方都市では低い」という“常識”は見られない。ところが、最低賃金の格差はそれよりも大きくなっており、明らかに最低賃金法 9 条の趣旨に反している。そして、この格差は年々拡大していることにも問題がある。

さらに、山口市（2級地-1）における 25 歳単身者の生活保護基準は、102,240 円（内訳：生活扶助基準額=71,240 円+住宅扶助特別基準額 31,000 円）であり、医療扶助や勤労控除等を考慮したとしても、今回の調査結果から得られた消費支出 174,873 円（男性）と大きな隔りがある。

この結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準や生活保護基準を引き上げていくことが、急務の課題であろう。今後も、子育て世代や高齢者などさまざまな世帯類型における最低生計費試算を行い、結果を公表していく予定である。

表5：最低生計費の格差と最低賃金の格差との比較

	1か月分の生計 費(税等抜き)	静岡＝ 100とし たときの 最低生計 費の比較	2018年度の最低賃 金額	東京都 (985円) ＝100と したとき の最低賃 金の比較
北海道札幌市	180,105	90.1	835	84.8
青森県青森市	178,789	89.4	762	77.4
秋田県秋田市	179,516	89.8	762	77.4
岩手県盛岡市	191,297	95.6	762	77.4
山形県山形市	182,917	91.5	763	77.5
宮城県仙台市	183,716	91.9	798	81.0
福島県福島市	184,652	92.3	772	78.4
埼玉県さいたま市	190,824	95.4	898	91.2
新潟県新潟市	194,718	97.4	803	81.5
静岡県静岡市	199,997	100	858	87.1
愛知県名古屋市	179,383	89.7	898	91.2
山口県山口市	192,273	96.1	802	81.4
福岡県福岡市	177,760	88.9	814	82.6

地域最低賃金2019年答申額

全国労働組合総連合調べ 2019年8月19日15:30

目安額	地方	現行	目安額	答申額	上乗額	引上率	答申日	発効日
A 28 円	東京	985	1,013	1,013	0	2.8%	8月5日	10月1日
	神奈川	983	1,011	1,011	0	2.8%	8月5日	10月1日
	大阪	936	964	964	0	3.0%	8月5日	10月1日
	愛知	898	926	926	0	3.1%	8月5日	10月1日
	埼玉	898	926	926	0	3.1%	8月5日	10月1日
	千葉	895	923	923	0	3.1%	8月5日	10月1日
B 27 円	京都	882	909	909	0	3.1%	8月5日	10月1日
	兵庫	871	898	899	1	3.2%	8月5日	10月1日
	静岡	858	885	885	0	3.1%	8月8日	10月4日
	三重	846	873	873	0	3.2%	8月5日	10月1日
	広島	844	871	871	0	3.2%	8月5日	10月1日
	滋賀	839	866	866	0	3.2%	8月7日	10月3日
	栃木	826	853	853	0	3.3%	8月5日	10月1日
	茨城	822	849	849	0	3.3%	8月5日	10月1日
	長野	821	848	848	0	3.3%	8月8日	10月4日
	富山	821	848	848	0	3.3%	8月5日	10月1日
	山梨	810	837	837	0	3.3%	8月5日	10月1日
C 26 円	北海道	835	861	861	0	3.1%	8月7日	10月3日
	岐阜	825	851	851	0	3.2%	8月5日	10月1日
	福岡	814	840	841	1	3.3%	8月5日	10月1日
	奈良	811	837	837	0	3.2%	8月9日	10月4日
	群馬	809	835	835	0	3.2%	8月9日	10月4日
	岡山	807	833	833	0	3.2%	8月6日	10月1日
	石川	806	832	832	0	3.2%	8月6日	10月1日
	福井	803	829	829	0	3.2%	8月8日	10月4日
	新潟	803	829	830	1	3.4%	8月9日	10月4日
	和歌山	803	829	830	1	3.4%	8月5日	10月1日
	山口	802	828	829	1	3.4%	8月9日	10月5日
	宮城	798	824	824	0	3.3%	8月5日	10月1日
	香川	792	818	818	0	3.3%	8月5日	10月1日
	徳島	766	792	793	1	3.5%	8月5日	10月1日
D 26 円	福島	772	798	798	0	3.4%	8月5日	10月1日
	島根	764	790	790	0	3.4%	8月1日	10月1日
	愛媛	764	790	790	0	3.4%	8月5日	10月1日
	山形	763	789	790	1	3.5%	8月5日	10月1日
	岩手	762	788	790	2	3.7%	8月8日	10月4日
	秋田	762	788	790	2	3.7%	8月7日	10月3日
	大分	762	788	790	2	3.7%	8月5日	10月1日
	熊本	762	788	790	2	3.7%	8月5日	10月1日
	青森	762	788	790	2	3.7%	8月8日	10月4日
	宮崎	762	788	790	2	3.7%	8月9日	10月5日
	長崎	762	788	790	2	3.7%	8月7日	10月3日
	佐賀	762	788	790	2	3.7%	8月6日	10月3日
	高知	762	788	790	2	3.7%	8月8日	10月4日
	沖縄	762	788	790	2	3.7%	8月6日	10月3日
鳥取	762	788	790	2	3.7%	8月9日	10月4日	
鹿児島	761	787	790	3	3.8%	8月7日	10月3日	
加重平均		874	901	901	0	3.1%	47	47

※ 網かけは上乗せ答申した地方

令和1年11月1日

山陽小野田市

市議会議長 小野 泰 殿

公益社団法人 厚狭法人会

会長 島津 博行

令和2年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体であります。

さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和2年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

目次

《はじめに》

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方 1

1. 財政健全化に向けて
2. 社会保障制度に対する基本的考え方
3. 行政改革の徹底
4. 消費税引き上げに伴う対応措置
5. マイナンバー制度について
6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策 7

1. 法人実効税率について
2. 中小企業の活性化に資する税制措置
3. 事業承継税制の拡充

III. 地方のあり方 9

IV. 震災復興等 10

V. その他 11

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》 12

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係 15

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 消費税関係
5. 印紙税関係
6. 地方税関係

II. 通達関係 18

1. 法人税関係
2. 相続税関係

《はじめに》

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなったうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

アベノミクスが“一丁目一番地”と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていれば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していたであろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入れていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至っては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなったが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした税収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まっている。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障4経費に限定されていた消費税の用途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

こうしたことにより景気の減速が顕著になれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業も厳しい局面に立たされる。政府は「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税財政改革に不退転の決意で取り組まねばならない。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

「令和」という新時代を迎えた我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1, 100兆円を超し国内総生産（GDP）のほぼ2倍と、先進国の中で突出した悪化ぶりとなっている。振り返ってみると、平成初頭期には赤字国債の発行ゼロを達成したのだから、その後のおよそ30年間がいかに借金を積み上げた時代だったかである。

デフレの長期化という側面があったにせよ、ここまで財政を悪化させた主因が社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」の税財政構造に根差していることは言うまでもない。裏返してみれば、目指すべき「中福祉・中負担」への転換がなされなかったのである。

我が国が先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えていることは、かねてより周知の事実であった。その問題解決には「受益」を大胆に抑制し、「負担」を適正な水準に引き上げるしか方策がないことも明白であった。

にもかかわらず、政治は一部の政権を除いて問題を放置、解決策の先送りを繰り返してきた。とりわけ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目的にした「社会保障と税の一体改革」で定めた消費税率10%への引き上げが、極めて説得力を欠く理由で2度も延期されたことは、財政規律を毀損するに十分であった。

今般、この税率引き上げがやっと実現の運びとなったが、これから本格化する社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、極めて不十分と言わざるを得まい。「令和」という新時代が幕を開けた今こそ、平成時代に毀損された財政規律を取り戻し、「受益」と「負担」の均衡に向けて税率10%超への議論を早急に開始せねばならない。そして問題解決の具体的道筋をまとめ実行に移す。それは政治のみならず、国民一人ひとりに求められる責務であろう。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げが実現の運びとなったが、「社会保障と税の一体改革」では2015年10月に引き上げる予定だったのだから、実に4年遅れたことになる。しかも今回の引き上げでは、財政規律を大きく損なう2つの問題があった。

ひとつは消費税の用途拡大である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していた用途を幼児教育無償化にまで拡大したのである。これにより改革理念は失われ、社会保障の安定財源確保を目的とした消費税のあり方も変質してしまった。

2つ目は税率引き上げによる景気悪化抑制を理由とした過剰ともいえる財政措置である。増税による負担増という影響額をこの幼児教育無償化などで2兆円程度に抑制したうえ、ポイント還元や公共事業などで2.3兆円の財政措置を行ったのである。いくら税率引き上げへの環境整備が必要だったとはいえ、増税による税収増を財政支出が上回ったのでは、何のための増税なのか本末転倒の非りは免れまい。

財政健全化目標に至っては、財政規律など存在しないも同然となっている。政府は昨年、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標達成を消費税率引き上げ延期に伴い2020年度から2025年度へ大幅に先送りし、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2019）でもこれを踏襲した。しかし、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い名目成長率を前提としても2025年度には2.3兆円の赤字が残るとしている。

昨年策定された2021年度の間目標である①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——という指標も同様に踏襲されたが、これは2025年度のPB黒字化目標以上の問題を内包している。なぜなら、「債務残高」と「財政収支」の対GDP比は、長期金利が成長率を下回る異次元緩和が目標達成を容易にしているだけで、いずれ金利が正常化すれば指標は急速に悪化する。つまり、国民に誤解を与えやすい目標であることを指摘しておかねばならない。

そして今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。

- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。また、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2019年度 約124兆円）に達する見込みである。

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

その意味で注目されるのは、来年度が2年に一度の改定年に当たる診療報酬である。これまでの改定では「薬価」引き下げで診療報酬全体を抑制してきたが、今回こそ「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

また、「骨太の方針2019」では高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企業の努力規定として求めていくことを盛り込んだが、年金支給開始年齢の引き上げも一体的に議論する必要がある。さらに、将

来の廃止も検討されている在職老齢年金制度については、将来世代の年金財源への影響を考慮すれば慎重であるべきであろう。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行政改革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議

会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。しかし、政府・議会在この国民の要請に答えているとはとても言えない。

たとえば「一票の格差是正」や合区対策を理由に参議院定数を6増やしたことである。一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的な削減に逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられても仕方あるまい。

また近年、地方の政府・議会を含め、国民の信頼を裏切るような不祥事が相次いでおり、国民の不信感は極度に高まっている。もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は、軽減税率制度だけでなく、これら経済対策についても国民や事業者に対して周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。

すでに指摘したように、消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、かつ極めて重要である。このため、税率引き上げ後も消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が求められる。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たって不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲については、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になるだろう。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな景気拡大基調に黄信号がともりはじめたといわれる。米中経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたからである。

さらに、アベノミクス最大の成果をもたらしたといわれる円安・株高傾向の行方も不透明になっている。その背景には米国が金融引き締めから緩和へ微妙に舵をきる一方で、我が国の異次元の大規模緩和策に手詰まり感が出ていることがある。それどころか、行き過ぎた緩和により市場機能や金融機能に歪みが生じている。

「骨太の方針2019」はAI（人工知能）活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり革命」、長時間労働の是正などによる「働き方改革」といった経済社会の活性化策を打ち出しているが、焦点が絞られていないうえ潜在成長力をどの程度押し上げるのか定かではない。成長戦略の“一丁目一番地”であったはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

指摘したように、相互の保護主義政策がぶつかる形の米中経済摩擦をはじめ我が国を取り巻く環境は一層、厳しくなっている。対外的には日・EU（欧州連合）経済連携協定（EPA）の活用など自由貿易政策を推進し、国内的には個人消費の喚起と企業の膨大な内部留保を活用する方策が不可欠である。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化策もより重要になる。そのためには地方創生戦略との連携強化や、事業承継税制のさらなる改革が求められよう。

1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現（29.74%）したが、“先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の

確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

今年度が最終年にあたる第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を振り返ってみると、こうした理念や意識が希薄だったように見える。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらない。

その意味で、「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

また、「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題になった地方の基金残高総額も過去最高の22.0兆円（29年度）に膨らんだままである。そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案

し実行していかなければならない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次い

で発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃

止も検討すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[雑損控除]

- (4) 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。

[源泉納付]

- (5) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているため、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。
なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 法人事業税について次のとおり改正すること。

①資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人

事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

- ②二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

[個人住民税]

- (3) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

II. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

2019年11月27日

山陽小野田市大字有帆509-307

中島 好人

市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて
杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書

市民の生活向上と議会改革への取り組みに敬意を表します。

さて、

今年3月、山口地裁において山陽小野田市議選で公職選挙法違反に問われていた被告への有罪判決が下りました。一昨年の市議選に関連して、杉本保喜議員の祝勝慰労会が公職選挙法の供応罪に問われ、1人が起訴、19人が起訴猶予、13人が不起訴処分とされた事件です。

しかしその後8カ月が経過したにもかかわらず、杉本議員自身による事の経過、内容及び自らの関わりに関して何ら説明責任が果たされているとは言えませんし、議会の側からその説明を求める動きもありません。

昨年3月26日、私は185名の署名とともに杉本保喜議員の政治倫理問題を審査するための市議会政治倫理審査会を請求しました。そして昨年6月11日、政治倫理審査会が審査結果報告書を議長に提出し「市議会政治倫理条例第3条1号に違反する」として、議長による注意処分と本会議場において杉本議員自身が謝罪を行うことが全会一致で決定され、6月12日の本会議冒頭に杉本議員の「謝罪」が行われたわけであります。

杉本議員の「謝罪」は「議員各位に迷惑をかけた」との言葉はありましたが、市民に対する明確な謝罪の言葉もなく、政治倫理条例で規定しているようなその後の説明責任も全く行っていないのが現状です。有罪判決が下った今、杉本議員と議会が改めて政治倫理上の説明責任を果たす必要があります。

- 1、私が政治倫理審査会を請求した時もそうでしたが、市議会は杉本議員の「条例違反の行為があった」と全会一致で決定しました。それならな

ぜ有罪判決が出たあとも、市民から責任の明確化と説明責任が求められるまで市議会は何も対応しないのですか。

2、有罪判決を受けて、杉本議員自身の責任はどうとるつもりでしょうか。

また杉本議員自身の説明責任に関して

①杉本議員は祝勝慰労会の企画、参加者の人選、会費の設定等にどの程度関わっていたのか。

②会場とされた料亭での飲食は通常でも一人当たり5千円～1万円といわれており、祝勝慰労会の会費の設定等に関して公職選挙法の「供応罪」が適用され有罪となったことに、杉本議員の重大な疑惑と責任が問われているではありませんか。

③杉本議員が会費以上の金額を支払ったとすれば、それは公職選挙法上の違法行為との認識はあったのか。

④杉本議員は政治倫理審査会の証言で「起訴猶予」を無罪との認識を示す発言をしていますがそれは間違いです。33人も多くの支持者が事情聴取され有罪と起訴猶予されました。この問題に関する杉本議員自身の政治責任を明らかにする必要があります。

3、杉本議員が政治倫理審査会の場で、他の議員の公職選挙法違反の事例についても触れていました。既にインターネット上でも他の議員の違法行為が話題にされていますが、政治倫理条例上の説明責任に関して起訴、不起訴は関係なく議会自身が再度認識を新たにする機会をつくるべきではありませんか。

以上



全議K第7号
令和元年9月17日

市議会議員 各位

全国市議会議員会
会長 野尻 哲雄

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

平素より、全国市議会議員会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金への地方議会議員の加入を実現するため、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市議会に対し、意見書の提出をお願いしてきたところです。

こうした中、全国都道府県議会議員会（会長：田中英夫 京都府議会議員）においては、去る9月10日の役員会にて「意見書未採択の地元市町村議会に対し、意見書提出の働きかけを行う」ことを盛り込んだ「厚生年金への地方議会議員の加入に向けた活動方針」を決定したところです。

これにより、貴市議会に対し、都道府県議会から意見書採択の要請があることが考えられますので、ご通知申し上げます。

また、各市議会におかれては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、できる限り早期の意見書採択に向けて、積極的にご検討いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。



【問合せ先】
全国市議会議員会
政務第一部
TEL 03-3262-5235

全議第152号
全議K第9号
全町村議第260号
令和元年9月17日

全国各都道府県議会議長 殿
全国各市区町村議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長
全国市議会議長会会長
全国町村議会議長会会長
(公印省略)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の
採択等について（依頼）

議長各位におかれましては、日頃より議会三団体の活動に対し、ご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

ご案内のとおり、厚生年金への地方議会議員の加入については、これまでも議会三団体が連携し、その実現方を強力に要請しているところであります。

このような中、自由民主党総務部会「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」において、「今後、地方議会の課題に関するPTにおいて検討すべき主な事項」が取りまとめられ、その中で、厚生年金への加入については、「衆参両院の附帯決議の趣旨を尊重しつつ、厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきである」とされたところであります。議会三団体としては、これを踏まえて関連法案の提出並びに早期成立へ向けて強力に要請していきたいと存じます。

そのためには、より多くの議会から声を上げ続ける必要があることから、「厚生年金への地方議会議員の加入に関する意見書」の未採択の議会については、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、要請の趣旨をご理解いただき、意見書を採択していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各議長のみならず、各地方議会議員の方々における地元選出国會議員に対する働きかけも有効と考えているところであります。厚生年金加入の実現に向けた活動の趣旨をご理解いただき、積極的に対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



今後、地方議会の課題に関するPTにおいて 検討すべき主な事項

自由民主党政務調査会総務部会
地方議会の課題に関するプロジェクトチーム

本PTでは、平成31年3月から6回にわたり議論やヒアリングを重ね、地方議会が直面している課題について整理してきた。その中では、

- 1) 「地元の名望家が地域貢献として務める名誉職」として地方議員があった戦前の経緯
- 2) 戦後、ルールメーカー、ポリシーメーカーとしての地方議員というアメリカ的な地方議員像の流入
- 3) 国政における政治改革・選挙制度改革に取り残された現状
などの背景のもと、地方議会のあるべき姿など本質的な議論をベースに改革を論じる必要性が有識者から指摘された。

一方、平成31年4月の統一地方選挙においては無投票選挙区の多さが注目され、「なり手不足」も再び直面する課題としてクローズアップされた。また関係団体からも、さまざまな要望が寄せられたところである。

そこで、当面検討すべき主な事項を下記の通り整理するとともに、引き続き本テーマに関し検討を続けるべきものとする。

記

1 兼業・請負禁止規定について

- 兼業・請負禁止の緩和・明確化等の方策について検討する必要がある
- 兼業・請負禁止を撤廃・緩和することにより生じ得る弊害についても検討する必要がある

2 女性やサラリーマンが地方議会議員として活躍できる環境・制度の整備について

- 女性が地方議会議員として活躍できる環境の整備について検討する必要がある
- サラリーマンが地方議会議員として活躍できるよう、立候補休暇や復職保証等の制度の整備について検討する必要がある

3 議員の報酬などについて

- 議員報酬の額が低い小規模市及び町村議会があることなどを踏まえ、議員報酬など処遇の在り方について検討する必要がある

4 政務活動費について

- 地方議会議員としての活動に用いた費用を政務活動費と政治活動費に按分する必要があることから、その取扱いについて検討する必要がある
- 政務活動費について、条例に委ねるほかに、何らかの基準が必要かについて検討する必要がある

5 その他の地方議会議員のなり手を確保するための方策について

- 町村議会議員選挙における選挙公営の拡大について検討する必要がある
- 地方議会議員となり得る者の発掘・養成等に関し、我が党としてどのように関与すべきか検討する必要がある
- その他、地方議会議員の政党化について検討する必要がある

・地方議会議員の厚生年金への加入について

地方議会議員の厚生年金への加入に関しては、本PTにおいて、三議長会から改めて要望を頂戴したほか、各議員からも様々な意見が出されたところである。

本件に関しては、平成23年に地方議員年金が廃止された際に付された「概ね1年程度を目途として…新たな年金制度について検討を行う」との衆参両院の附帯決議を重く受け止めるべきとの見方がある一方、厚生年金の更なる適用拡大を求める声がある中で、地方議会議員の厚生年金への先行加入や、その際に事業主負担分として地方自治体に発生する公費負担等について国民の理解が得られるか、との指摘も傾聴に値する。

そのため、本件は、先述の衆参両院の附帯決議の趣旨を尊重しつつ、厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきである。

以上

2019/11/26

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

市議会議員 山田伸幸

一般質問のあり方に対する申し入れ書

議長に置かれましては、市政発展のために努力されていることに敬意を表します。

さて、市議会での一般質問に対して市民から、「緊張感がない」「原因は議員と市長との政策議論となっていないからだ」との意見がありました。

このほかにも「議員が市長を指名して質問しているのに、答弁に立たないのはおかしい」「市長ではなく、副市長がすぐに手を上げるが議長は、市長を答弁者に指名すべきではないのか」などの意見も聞かれました。

一般に議会での一般質問は、最初に首長が基本的な考えや趣旨を述べた後、詳細については執行部に答弁をさせるやり方がとられています。

しかし、本市議会でははじめから執行部が答弁し、議員もこれを許しさらに執行部との質疑をおこなうことが続いています。

一般質問は議員が市政に対して政策的な質問をおこない、これに対して市長が政策的な考えを述べていくことで、議場にも一定の緊張感が生まれてくるものではないでしょうか。

そこで改めて議長に対して、一般質問のあり方として以下の点を取り上げていただくよう申し入れます。

記

1, 質問答弁のあり方として、基本的な事項の答弁を市長がおこない、詳細について執行部がおこなうように改めるように市長に申し入れること。

1, 藤田市長に対して、議員から指名があった場合は答弁に立つように申し入れること。

1, 議長においては、議事整理権に基づき議員から市長に対して答弁を求められた際には、他の執行部が挙手していても、市長を指名すること。

1, 市議会議員に対して、一般質問のあり方として市長との政策的な議論を中心とするように徹底していただくこと。



以上

○山陽小野田市議会基本条例自己評価シート

本市議会基本条例の検証を行うため、各議員において自己評価を行います。
次の各項目について記載をしてください。

■基本理念である前文を変更する必要があるかについて、「ある」・「ない」のいずれかを丸で囲んでください。また、「ある」とした場合、自由記述欄にその旨を記載してください。

・前文を変更する必要はないか。	ある ・ ない
-----------------	---------

前文

地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。

そのような時代にあつて、市民による厳粛な信託によって選ばれた市長と議会が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。

議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。

また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければなりません。

これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

■各条の後に記載している評価事項についてその達成度を評価して、次のA～Dを記載してください。また、意見等を記載する場合は、末尾にあります自由記述欄に記載をしてください。

達成度	
A：達成した。	C：まだ不十分である。
B：ある程度達成した。	D：取り組んでいない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

・ 議会は、条例の目的を果たしているか。	
----------------------	--

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

・ 議会は、上記の原則に基づき活動しているか。	
-------------------------	--

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

(1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

・議員は、上記の原則に基づき活動しているか。	
------------------------	--

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

・会派は、政策集団として上記の目的を果たしているか。	
----------------------------	--

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

・議会は、本会議のほか委員会等を原則公開しているか。	
----------------------------	--

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

・議会は、議員相互の自由討議を中心に運営し、結論を出す場合、論議を尽くして合意形成に努めているか。	
---	--

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めま

・議会は、議決事件を積極的に追加しているか。	
------------------------	--

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

・議会は、議案及び関係資料を積極的に公開しているか。	
----------------------------	--

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

・議会は、上記の目的を達成するため政策討論会を開催しているか。	
---------------------------------	--

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関(以下「市長等」といいます。)が執行した事業等の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

・ 議会は、決算審査に当たって議会の評価を行っているか。	
------------------------------	--

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

・ 議員は、条文の趣旨に沿って一般質問を行っているか。	
-----------------------------	--

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

・ 市長等は、条文の趣旨に沿って反問権を行使しているか。	
------------------------------	--

(質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。

・ 議案に対する質疑は、あくまで総括大綱的な内容にとどめて いるか。	
---------------------------------------	--

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。

2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。

3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

・委員長報告に対する質疑は、疑義をただすために行っているか。

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

・委員長報告は、概要等を明らかにし、詳細に要領よく行われているか。

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

・議案等における賛否は原則公開しているか。

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

・委員会は、所管事務調査を機動的に実施し、専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮しているか。

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果

(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

・委員会は、議会審議における論点情報を形成し、提案者に対して上記の事項を明らかにするよう求めているか。	
---	--

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

・議会は、上記の目的を達成するために市民懇談会を実施しているか。	
----------------------------------	--

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

・議会は、請願等の審議において提案者の意見を聴く機会を設けているか。	
------------------------------------	--

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

・議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用しているか。	
----------------------------	--

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

・議会は、必要があると認めるときは、附属機関を設置しているか。	
---------------------------------	--

(議会広聴の充実)

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

・議会は、多様な広聴手段を活用し、市民の意見を把握し、市政に反映させているか。	
---	--

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

・議会は、説明責任を果たすため、議会報告会を年2回以上行っているか。	
------------------------------------	--

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 全員協議会記録
- (4) 委員会報告書
- (5) 視察報告書
- (6) 議長交際費
- (7) 政務活動費
- (8) 議会スケジュール

(9) その他議長が必要と認めたもの

・ 議会は、上記の各号に掲げる事項について公開しているか。	
-------------------------------	--

(議会広報の充実)

第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

・ 議会は、分かりやすい情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか。	
--	--

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

・ 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めているか。	
--	--

(議員定数)

第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

・ 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、様々な要素を考慮の上、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしていか。	
--	--

(議員報酬)

第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。

・委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしてい	
か。	

(政務活動費)

第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

・委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとして	
いるか。	

・会派の代表者及び会派に属さない議員が政務活動費の交付を受	
けたときは、会計帳簿等を整理し、その使途の透明性を確保して	
いるか。	

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第31条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

・議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図ってい	
-------------------------------	--

るか。

(議会図書室)

第32条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

・議長は、議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実に努めているか。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第33条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

・市議会に関する他の条例等を制定する又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しているか。

(条例の見直し等)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。







・議会は、基本条例の目的が達成されているか否かを2年ごとに検証し、改選後速やかに基本条例の研修を行っているか。

議員名：

【自由記述欄】

条 項	意 見

議会基本条例検証工程

事 項	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
定例会					
議会運営委員会での 評価シート検討					
評価シートを各議員に 配布・記入					
評価シート集計					
議会運営委員会での 検証					
条例改正が必要な場合 は、条例案検討・作成				3月定例会に提出	